

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

令和元年度調査
(平成30年度実績)

【品目コード】	
紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装(包装紙、紙袋、菓子箱等) 6.雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属(鍋など)
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.(白色トレイ以外の)プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック(プラスチック製容器包装以外)
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財)容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 44		1. 2. 3. 4. 5. 6. 43. 45	-	11. 12. 13. 21. 34. 43. 45		22	24. 31	・1~6. 23. 41 (千葉市再資源化事業協同組合により処理) ・44(処理委託)
銚子市	1. 2. 3. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 33		4. 32. 45	41	1. 2. 3. 4. 5. 6. 45	13	11. 12. 21. 22. 23. 24	31. 32. 33	41
市川市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		4. 31. 45		1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 21. 22. 23	24. 31. 32. 33	45
船橋市	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		45		45		11. 12. 13. 21. 22. 23	24. 31	-
館山市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 45				1. 2. 3. 4. 6		11. 12. 13. 45	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
木更津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41			45	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		11. 12. 31	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	32. 33
松戸市	1. 2. 3. 4. 5. 6 11. 12. 13 21. 22. 23. 24 32. 33 41. 45		31. 43. 45. 46(くつ・バッグ・ベルト)		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 46		11. 12. 13. 21. 22. 23. 45	24. 31. 32. 33	43
野田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41	44	45			44	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 31. 41. 45	24. 33	
茂原市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45	-	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
成田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	31. 43	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	1. 2. 3. 4. 6. 41. 43. 45. 46	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24		31. 33	46
佐倉市	5. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 33. 45	46	31. 43. 45. 46		43		11. 12. 13. 45. 46	5. 31. 33	21. 22. 23. 24. 46
東金市	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 45	13. 45. 46	1. 2. 3. 6. 41. 43		1. 2. 3. 6. 11. 12. 13. 31. 41. 46	13		22. 23. 24	43. 45
旭市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45	11. 12. 13		21. 22. 23. 24. 31	32. 33
習志野市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41		32. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45	11. 12. 13. 21. 22. 23. 31		24. 32	
柏市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 41	24. 31. 32. 33	45
勝浦市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41		43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41	33	11. 12	32. 33	34. 45
市原市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41	-	31	-	1. 2. 3. 4. 6. 21. 31. 41	11. 12	-	22. 23. 24. 31	-
流山市	31. 32. 33		集団回収にて実施				31	32(一部) 33(一部)	集団回収にて実施
八千代市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45		4. 31. 32. 43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43		11. 12. 13. 22. 31. 45	24. 32	21. 23. 45 (業者に無料引渡し)
我孫子市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 42. 43. 46		45		1. 2. 3. 4. 6. 13. 41. 43. 45	11. 12. 21. 22. 23. 31		21. 24. 32. 33	42(減容化(堆肥化)処理委託、46(乾電池・蛍光管を資源化処理委託)

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

令和元年度調査
(平成30年度実績)

【品目コード】	
紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属（鍋など）
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック（プラスチック製容器包装以外）
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
鴨川市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45. 46				1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 31. 41. 45	32		22. 23. 24. 31	46
鎌ヶ谷市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 13. 22. 23	24. 31. 33	
君津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 21. 41	11. 12. 45	31	22. 23. 24. 31. 32. 33	
富津市	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41			-	1. 2. 3. 4. 41		11. 12. 13	22. 23. 24. 31. 33	-
浦安市	1. 2. 3. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31	1. 2. 3. 5. 6	4. 5. 32. 41. 43. 45		41. 43	1. 2. 3. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 31. 32	4	24	
四街道市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 43. 45. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 31. 41. 43. 46			22. 23. 24	21. 45 (逆有償)
袖ヶ浦市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 22. 23. 24. 31. 41. 45	-	-	資源回収自治会事業 1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 22. 23. 24. 31. 41. 43	1. 2. 3. 4. 6. 41. 43. 45	11. 12. 31	-	22. 23. 24. 31	-
八街市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 45. 46		43. 46	41	1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 31. 43 41. 46	-	11	32. 33	21. 22. 23. 24. 34. 45. 46
印西市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		4. 43. 45		1. 2. 3. 4. 6. 41. 43. 45		11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
白井市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 46		43. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43. 45		11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
富里市	4. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 12. 41. 45		4. 21. 22. 23. 31. 45	11. 12	13	24	拠点回収 1. 2. 3. 4. 5. 6. 12. 41は無償で業者に引渡し
南房総市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41. 45						1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 41. 45	21. 22. 23. 24. 31	
匝瑳市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41			45		45	1. 2. 3. 11. 12. 13. 41	5. 22. 23. 24. 31. 33	
香取市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 44		4. 43. 45	44	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43. 45	0	11. 12. 13	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	44
山武市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45	13. 34. 45	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 31. 32. 34. 41	11. 12. 13		-	0
いすみ市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 21. 31	11. 12		22. 23. 24	45
大網白里市	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 45. 46	46	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43	32. 33. 34. 42. 44) については可燃ごみとして回収	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 31. 41. 43	13. 45		22. 23. 24	
酒々井町	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 46(廃蛍光管、廃乾電池)	44. 45. 46(粗大ごみ)	31. 43. 46(廃蛍光管、廃乾電池)		11. 12	13. 21. 22. 23. 24. 45 46(粗大ごみ)	46(廃蛍光管、廃乾電池)	31	
栄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 13. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		44				1. 2. 3. 4. 5. 11. 12	31	
神崎町	11. 12. 13. 22. 23. 24. 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45. 46		13. 45	-	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	31	-
多古町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	5. 22. 23. 24. 31. 33	
東庄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 45	42	45	44	1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 41. 45	11. 12	31. 44	22. 23. 24	
九十九里町	31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12. 13. 22. 23. 24	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	13		22. 23. 24	
芝山町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45				1. 2. 3. 4. 32. 41	11. 12. 13		22. 23. 24. 31	45
横芝光町	横芝地域 (1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45) 光地域 (1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41)		43. 45		横芝地域 (1. 2. 3. 4. 32. 41)	横芝地域 (11. 12. 13) 光地域 (45)	光地域 (1. 2. 3. 11. 12. 13. 41)	横芝地域 (22. 23. 24. 31) 光地域 (5. 22. 23. 24. 31. 33)	横芝地域 (45)

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

令和元年度調査
(平成30年度実績)

紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装(包装紙、紙袋、菓子箱等) 6.雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属(鍋など)
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.(白色トレイ以外の)プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック(プラスチック製容器包装以外)
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財)容器包装 リサイクル協会へ委託	その他
一宮町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
睦沢町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
長生村	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
白子町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
長柄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
長南町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
大多喜町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 42. 43. 45				-	-		-	
御宿町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12. 13. 31			21. 22. 23. 24 32. 33. 34. 45
鉾南町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45				5. 6. 41	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 4 5		22. 23. 24. 31	

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 2円/kg、 拠点回収団体のみ月500円加算	新聞 3.4円/kg、雑誌・雑がみ 5.0円/kg、 段ボール 3.9円/kg、紙パック 5.0円/kg、 布類 10.9円/kg	24,830,700円	45,879,066円
銚子市	無			無	無
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）・布類・ビン（生 ビン、雑ビン）・カン 3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）・布類 3円/kg ビン（雑ビン）・カン 33円/kg	12,688,278円	49,592,280円
船橋市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・衣類（毛布を含む）・紙 パック 3円/kg	単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比較 し、不足分を補助する。	50,690,340円	106,580,721円
館山市	無			無	無
木更津市	有	繊維類・紙類・びん類・金属類 3円/kg	総回収量×2円	3,274,979円	2,183,320円
松戸市	有	紙布類・ビン類・缶 2円/kg ペットボトル 10円/kg	紙布類 1円/kg ビン類・缶 29.5円/kg ペットボトル 62.5円/kg	46,285,322円	196,904,831円
野田市	有	繊維類・紙類・金属類・生きビン類 3円/kg 雑ビン類 10円/kg、空き缶 18円/kg、ペットボトル 5円/kg	無	25,301,923円	無
茂原市	有	新聞・雑誌・段ボール・ビン類・アルミ缶・スチール缶 1円 /kg		53,425円	
成田市	有	紙類・衣類・布類・ビン類・缶類・金属類・ ペットボトル 10円/kg	紙類・衣類・布類・ビン類・缶類・金属類 4円/kg ペットボトル 23円/kg	16,606,830円	7,663,602円
佐倉市	有	金属類（缶）・ビン・古紙（新聞、雑誌、段ボール）・古織 維（ボロ布、古着）・紙パック 3円/kg	古紙（新聞、雑誌、段ボール） 古織維（ボロ布、古着）・紙パック 2円/kg	12,388,992円	8,214,756円
東金市	有	紙類 3円/kg以内（予算の範囲による） 繊維類 10円/kg以内（予算の範囲による）		920,211円	
旭市	有	繊維類・紙類・金属類・ビン類・ペットボトル 5円/kg	無	720,230円	無
習志野市	有	新聞・雑紙・雑誌・チラシ・段ボール・スチール 紙パック・アルミ・ビン・布 4円/kg	同左	9,228,908円	9,245,312円
柏市	無				
勝浦市	無				
市原市	有	アルミ缶・スチール缶・その他金属・新聞・雑誌・雑がみ・ ダンボール・シュレッダー・紙パック・布類・生きビン 4円 /kg ペットボトル 10円/kg	アルミ缶・スチール缶・その他金属・布類・生きビン4円/kg ペットボトル 25円/kg、 古紙 5円/kg、	12,713,330円	17,349,105円
流山市	有	紙・布類・ビン・金属類 8円/kg	紙・布類 9円/kg ビン・金属類 12円/kg	73,623,600円	8,8719,120円
八千代市	有	新聞・雑誌・段ボール・衣類・アルミ缶 4円/kg	新聞・雑誌・段ボール・衣類・アルミ缶 4円/kg	6,929,768円	6,929,768円
我孫子市	無				
鴨川市	有	資源ごみ（繊維類・新聞・雑誌・段ボール・アルミ・その他 鉄くず・一升瓶・ビール瓶・ジュース瓶）1円/kg	無	402,157円	無

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額(円)	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
鎌ヶ谷市	有	新聞・雑誌・ダンボール・布類 3円/kg 空きビン(カレット含む)・金属類(空き缶含む) 4円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・布類・空きビン(カレット含む)・金属類(空き缶含む) 9円/kg	2,791,800円	7,552,620円
君津市	有	ダンボール・新聞・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・繊維類・生きビン 2円/kg	ダンボール・新聞・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・繊維類・生きビン 1円/kg	589,784円	294,892円
富津市	有	新聞紙・繊維類・アルミ缶・ビン・雑誌・紙パック・ダンボール 3円/kg	新聞紙・繊維類・アルミ缶・ビン・雑誌・紙パック・ダンボール 1円/kg	1,483,767円	492,699円
浦安市	有	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 7円/kg	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 3円/kg	27,468,245円	11,034,420円
四街道市	有	牛乳パック新聞・雑誌・段ボール・繊維類、びん類、金属類、食用油 5円/kg又は0、ペットボトル 20円/kg	助成金額の算定は単価方式によっていない。 (必要経費算出方法)	4,962,150円	6,484,674円
袖ヶ浦市	有	繊維類・紙類・金属類・ビン類・缶類・ペットボトル・廃食用油・ペットボトルキャップ 4円/kg	無	8,563,508円	無
八街市	有	新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・雑紙・スチール缶・アルミ缶 4円/kg	補助品目及び単価は同左	1,187,948円	108,000円
印西市	有	紙類・繊維類・ビン類・金属類・ペットボトル 6円/kg	紙類・繊維類・ビン類・金属類・ペットボトル 2円/kg	10,647,582円	3,548,314円
白井市	有	紙類・繊維類・ビン類・金属類 5円/kg	紙類・繊維類・ビン類・金属類 0-5円/kg	2,804,885円	4,014,052円
富里市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・パッケージペーパー・布類・アルミ缶 5円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・パッケージペーパー・布類・アルミ缶 3円/kg	2,868,055円	1,775,523円
南房総市	無				
匝瑳市	有	繊維類・紙類・金属類及びビン類 各5円以内/kg(会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円)		1,076,670円	
香取市	有	紙類・繊維類 4円/kg、生ビン 4円/本		4,039,968円	
山武市	有	紙類・繊維類・缶類・ペットボトル・白色トレイ 3円/kg	無	1,426,776円	無
いすみ市	無				
大網白里市	有	紙(新聞紙、雑誌、段ボール、飲料パック、雑がみなど)ビン類・繊維類・金属類(アルミ缶・スチール缶)各3円/kg	無	紙類 1,914,645円、繊維類 19,890円 ビン類 13,890円、アルミ缶 43,107円	無
酒々井町	有	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ビン・金属・古繊維 4円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ビン・金属・古繊維 2円/kg	1,694,400円	847,200円
栄町	有	紙類・繊維類・缶・スクラップ・ガラス・陶磁器類 4円/kg	紙類・繊維類・缶・スクラップ・ガラス・陶磁器類 4円/kg	紙類 2,206,240円 繊維類 180,780円 缶 225,520円 スクラップ 83,460円 ガラス・陶磁器類 362,760円 計 3,058,760円	紙類 2,206,240円 繊維類 180,780円 缶 225,520円 スクラップ 83,460円 ガラス・陶磁器類 362,760円 計 3,058,760円
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg		209,370円	
多古町	無				
東庄町	無				
九十九里町	有	紙類・繊維類・缶類・瓶類 3円/kg	指定無	84,804円	
芝山町	有	紙・缶類 3円/kg	無	菱田・千代田子ども会:56,628円 はにわ台子ども会:61,710円	無
横芝光町	有	紙類・繊維類・アルミ類・油類 各3円/kg 廃食用油 20円/ℓ		271,336円	
一宮町	無				
睦沢町	無				
長生村	無				
白子町	無				
長柄町	無				
長南町	無				
大多喜町	無				
御宿町	有	古紙等有価物 3円/kg		264,993円	
鋸南町	無				

集団回収の実施団体数等

実施していない場合は0

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (t)
千葉市	60	2,058	343	4,937	97	1,368	140	2,474	老人会、婦人会、管理組合、寮、社宅	640	10,837 t
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
市川市	23	386	70	1,515	37	625	172	1,703	マンション管理組合、高齢者クラブ、婦人会等	302	4,229 t
船橋市	0	0	31	16,897	0	0	1	118	-	32	17,015 t
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
木更津市	16	349	20	362	12	275	8	106	-	56	1,092 t
松戸市	19	200	253	13,658	26	977	180	2,211	-	478	17,046 t
野田市	5	6	360	4,895	1	10	2	2	老人クラブ、専門学校寮	368	4,913 t
茂原市	17	38	0	0	1	16	10	11	長寿会、婦人会等	28	65 t
成田市	31	562	99	830	25	177	7	91	-	162	1,660 t
佐倉市	13	442	65	1,069	81	2,032	50	616	マンション管理組合等	209	4,159 t
東金市	22	106	5	39	6	64	10	76	長寿会等	43	285 t
旭市	6	18	5	29	4	15	17	82	スポーツ団体、老人クラブ	32	144 t
習志野市	34	239	86	1,920	8	152	0	0	-	128	2,311 t
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
勝浦市	5	82	0	0	0	0	0	0	-	5	82 t
市原市	79	871	100	1,120	37	269	47	716	婦人会、老人会、サークル等	263	2,976 t
流山市	9	134	233	8,622	2	85	7	362	老人会、婦人会	251	9,203 t
八千代市	27	738	32	544	5	63	22	387	マンション、団地管理組合等	86	1,732 t
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
鴨川市	8	214	5	19	18	99	5	70	-	36	402 t
鎌ヶ谷市	9	839	0	0	0	0	0	0	-	9	839 t
君津市	13	233	2	2	0	0	9	60	婦人会、保護者の会	24	295 t
富津市	13	400	1	5	3	10	4	80	婦人会等	21	495 t
浦安市	12	74	70	3,362	16	280	21	208	管理組合等	119	3,924 t
四街道市	14	101	11	255	21	278	23	306	シニアクラブ等	69	940 t
袖ヶ浦市	8	234	0	0	2	6	8	506	事業所によるリサイクル活動等	18	746 t
八街市	13	103	30	104	6	19	7	71	シニアクラブ等	56	297 t
印西市	34	769	50	753	20	170	18	83	高齢者クラブ、クラブ活動	122	1,775 t
白井市	11	186	14	275	1	2	13	103	福祉作業所等	39	566 t
富里市	17	59	37	177	23	272	18	84	-	95	592 t
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
匝瑳市	12	142	3	28	3	4	6	41	匝瑳リトルシニア、 匝瑳市ボランティア連絡協議会、 NPO法人WITH、ガールスカウト千葉県第98 団、 エコクラブ、匝瑳市商工会女性部	24	215 t
香取市	25	852	9	56	3	17	4	74	-	41	999 t
山武市	18	247	26	94	11	60	20	74	手をつなぐ親の会	75	475 t
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
大網白里市	14	230	29	404	1	7	3	24	ボランティア、福祉団体	47	665 t
酒々井町	5	7	36	213	8	80	21	124	-	70	424 t
栄町	6	57	20	680	2	23	1	5	老人クラブ	29	765 t
神崎町	0	69	1	1	1	3	0	0	-	2	73 t

集団回収の実施団体数等

実施していない場合は0

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (t)
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
九十九里町	7	18	0	0	3	9	0	0	-	10	27 t
芝山町	1	8	0	0	2	39	1	1	芝山町	4	48 t
横芝光町	8	90	0	0	0	0	0	0	-	8	90 t
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
長柄町	0	0	0	0	0	0	4	1	まち美化活動 (PTA、生涯クラブ、児童生徒、自治会)	4	1 t
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
御宿町	1	4	5	84	0	0	0	0	-	6	88 t
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0 t
計	615	11,165 t	2,051	62,949 t	486	7,506 t	859	10,870 t		4,011	92,490 t

集団回収における収集から処理についての市町村等の関係

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。
（補助金交付や用具の貸出のみに関わっている。）

イ 把握していない

ウ 実施していない

エ その他（任意団体（自治会等）が排出したものを行政が収集・売却し住民に還元している。等）

市町村名	回答	その他の具体的内容（エの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	イ	
市川市	ア	
船橋市	エ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。 回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市	イ	
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	エ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が業者（組合）に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	エ	任意団体が排出したものを行政が回収を行い、回収量に応じて報奨金の交付を行っている。
成田市	エ	任意団体（自治会等）が排出したものを行政が収集・売却し住民に還元している。
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市	ウ	
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市	エ	行政が回収し、回収に必要な用具を自ら出し入れや管理をしている団体（資源回収登録団体）に補助金（再資源化事業促進奨励金）を交付している。
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	ア、エ	ア：PTA団体等の団体回収 エ：自治会の資源回収では、自治会が排出した資源物を行政が収集・売却し、助成金として自治会に還元する。
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市	イ	
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	イ	
大網白里市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	イ	
東庄町	ウ	
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町	ウ	
睦沢町	ウ	
長生村	ウ	
白子町	ウ	
長柄町	エ	行政が収集し、処理を依頼している。
長南町	ウ	
大多喜町	ウ	
御宿町	ア	
鋸南町	ウ	

ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	有	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	有	3	平成22年12月21日
銚子市	有	銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例	無			平成29年3月22日
市川市	有	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	有	13	平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無		平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無			平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市まちをきれいにする条例	有	無		平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	26	平成15年12月19日
野田市	有	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	有	無		平成9年3月31日 (平成27年3月31日題名改称)
茂原市	有	茂原市ポイ捨て禁止条例	有	無		平成12年6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	有	無		平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	無		平成15年3月14日
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に係る条例	有	無		平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	無		平成14年12月27日
柏市	有	柏市ばい捨て等防止条例	有	無		平成9年3月28日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無		平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有	無		平成14年6月28日
八千代市	有	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	有	1	平成9年6月26日
鴨川市	有	鴨川市まちをきれいにする条例	有	無		平成17年2月11日
鎌ヶ谷市	有	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無			平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月31日
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	無		平成9年3月31日
四街道市	有	まちをきれいにする条例	有	無		平成11年3月30日
袖ヶ浦市	有	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやか環境づくり条例	有	無		平成10年11月1日
印西市	ア	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	無		平成19年9月21日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無		平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	無		平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無		平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無			平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例(第52条空き缶等の投げ捨ての禁止)	有	無		平成17年12月5日
大網白里市	有	大網白里市まちをきれいにする条例	有	無		平成22年3月23日
酒々井町	有	酒々井町ポイ捨て等防止条例	無	無		平成29年12月28日
栄町	無					
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無		平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無			平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無		平成10年3月12日
九十九里町	有	九十九里町環境美化条例	有	無		平成25年3月25日
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無		平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成19年3月15日
一宮町	有	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成27年3月16日
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成10年6月26日
長生村	無					

ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無	無		平成8年6月14日
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	有	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	有	無		平成6年9月27日
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無		平成6年12月8日

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
千葉市	3,027	115	不明	不明	3,027	115	3,027	115	不明	不明	不明	不明
銚子市	不明	不明	0	0	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
市川市	2,697	438	不明	不明	不明	不明	2,697	438	不明	不明	不明	不明
船橋市	928	48	不明	不明	928	48	928	48	0	0	0	0
館山市	57	不明	0	0	57	不明	57	不明	0	0	0	0
木更津市	243	不明	4	不明	247	不明	99	不明	0	0	148	不明
松戸市	432	25	不明	3 t	不明	28	不明	28	0	0	0	0
野田市	0	0	1,551	190t	1,551	190t	1,551	190t	0	0	0	0
茂原市	152	不明	1	不明	153	不明	153	不明	0	0	0	0
成田市	828	不明	0	0	0	0	711	不明	0	0	0	0
佐倉市	605	44	0	0	605	44	605	44	0	0	0	0
東金市	不明	不明	116	8	不明	不明	116	8	0	0	0	0
旭市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	104	57	不明	不明	不明	不明
習志野市	40	1	0	0	40	1	24	1	0	0	16	不明
柏市	0	0	230	11	230	11	230	11	0	0	0	0
勝浦市	63	6	11	1	74	7	74	7	0	0	0	0
市原市	1,659	不明	0	0	1,659	不明	1,617	62	0	0t	42	不明
流山市	394	28	0	5	394	33	394	28	0	5	0	0
八千代市	438	不明	14	不明	452	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
我孫子市	104	6	0	0	104	6	104	6	0	0	0	0
鴨川市	82	11	9	3	91	14	91	14	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	273	29	0	0	273	29	273	29	0	0	0	0
君津市	68	不明	4	不明	72	不明	69	不明	0	0	3	不明
富津市	102	4	0	0	102	4	93	4	0	0	9	不明
浦安市	不明	不明	526	不明	526	不明	526	不明	0	不明	1	不明
四街道市	65	不明	34	不明	99	不明	99	不明	0	不明	0	不明
袖ヶ浦市	250	不明	1	不明	251	不明	159	12	92	不明	0	不明
八街市	0	0	97	12	97	12	97	12	0	0	0	0
印西市	132	不明	27	不明	159	不明	159	不明	0	0	0	0
白井市	125	18	0	0	125	18	125	18	0	0	0	0
富里市	72	6	9	6	81	12	81	12	0	0	0	0
南房総市	93	3	0	0	93	3	93	3	0	0	0	0
匝瑳市	71	7	0	0	71	7	71	7	0	0	0	0
香取市	0	0	137	不明	137	不明	137	不明	0	0	0	0
山武市	74	不明	38	不明	112	不明	112	不明	0	0	0	0
いすみ市	49	不明	0	0	49	不明	47	不明	1	不明	1	不明
大網白里市	77	不明	14	不明	91	不明	85	不明	5	不明	1	不明

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
酒々井町	73	22	0	0	73	22	73	22	0	0	0	0
栄町	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0
神崎町	10	1	0	0	10	1	10	1	0	0	0	0
多古町	21	不明	2	不明	23	不明	21	不明	2	不明	0	0
東庄町	7	2	0	0	7	2	7	2	0	0	0	0
九十九里町	0	不明	0	不明	0	不明	0	0	0	0	0	0
芝山町	19	不明	9	不明	28	不明	26	不明	1	不明	1	不明
横芝光町	25	9	1	不明	26	不明	25	9	1	不明	0	0
一宮町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
睦沢町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
長生村	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
白子町	4	不明	6	不明	10	不明	10	不明	0	0	0	0
長柄町	0	0	90	2	90	2	90	2	0	0	0	0
長南町	27	不明	3	不明	30	不明	30	不明	0	0	0	0
大多喜町	5	0	9	1	14	1	13	1	0	0	1	不明
御宿町	14	1	0	0	14	1	14	1	0	0	0	0
鋸南町	77	不明	0	0t	77	不明	77	不明	0	0t	0	0t
計	13,486	824	2,943	49	12,356	421	15,208	1,001	102	5	223	0

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
千葉市		○		○			○	○					
銚子市		○		○	○	○	○	○					
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路		
船橋市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路		
館山市		○		○	○	○			ごみ搬出場所				
木更津市	○			○		○		○					
松戸市	○	○		○	○		○	○					
野田市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
茂原市	○	○		○	○								
成田市				○					ごみ集積所				
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○					
東金市	○	○	○	○	○		○	○					
旭市	○	○		○	○	○	○	○	ごみ集積所	公園	市有地		
習志野市				○				○	ごみ集積所				
柏市	○	○		○	○								
勝浦市		○		○	○	○		○					
市原市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
流山市	○	○		○	○		○	○					
八千代市	○	○	○	○	○		○	○	公園緑地	区画整理事業地域	店舗敷地内		
我孫子市		○		○	○		○	○					
鴨川市	○	○		○	○	○	○	○					
鎌ヶ谷市				○				○					
君津市	○	○		○	○		○	○					
富津市	○	○		○	○	○	○		ごみステーション	公園	公共用敷地	私有地	
浦安市			○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地			
四街道市	○	○		○	○		○	○					
袖ヶ浦市	○	○		○	○			○	ごみステーション	公園・緑地			
八街市	○	○		○			○						
印西市	○	○		○	○		○	○					
白井市	○	○		○	○		○	○	ごみ集積所				
富里市	○	○		○			○	○	ごみ集積所	水路			
南房総市	○	○		○	○	○	○	○	漁港				
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション				
香取市	○	○		○	○			○					
山武市	○	○		○		○		○					
いすみ市	○			○	○		○	○	ごみ集積所	駐車場	排水路		
大網白里市	○	○		○	○	○	○	○	ごみ集積所	用水路	リサイクル倉庫		

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
酒々井町				○					① ごみ集積所				
栄町				○									
神崎町	○			○									
多古町	○	○		○	○			○					
東庄町	○	○		○				○					
九十九里町				○		○			河川敷	用水路			
芝山町	○			○				○					
横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション	空き地			
一宮町	○	○		○		○		○					
睦沢町	○	○		○	○				ため池				
長生村	○	○		○	○	○		○					
白子町				○	○								
長柄町	○			○				○					
長南町				○	○								
大多喜町	○	○		○	○		○						
御宿町	○			○	○	○							
鋸南町	○			○	○	○		○					

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他(左記以外の場合は、その種類を記載してください。)				
								①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○	○	○	○			○					
市川市	○	○	○	○			○	未分別家庭ごみ	消火器			
船橋市	○	○	○	○			○	可燃ごみ	不燃ごみ	ビン・缶	ペットボトル	
館山市	○	○	○				○	建築廃材	塩ビ製パイプ	ペンキ・オイル缶	自転車	
木更津市	○	○	○	○	○	○	○	コンガラ	バッテリー	バンパー	灯油	ペンキ
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	たたみ	廃油	塗料	消火器	液体薬品
野田市	○	○	○	○			○	生活系ごみ	消火器	バッテリー		
茂原市	○	○	○	○			○	レンガ				
成田市	○	○	○	○			○					
佐倉市	○	○	○	○	○	○	○	生活系ごみ				
東金市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	建築廃材	自動車部品		
旭市	○	○	○	○	○	○	○	生活系ごみ	ビン・缶	雑誌類	衣類	
習志野市	○	○	○				○	消火器	レンガ等	注射器	自動車部品	
柏市	○	○	○	○	○	○	○	雑ごみ	消火器	ガスボンベ		
勝浦市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	缶・ビン	ペットボトル		
市原市	○	○	○	○	○	○	○	可燃物一般	不燃物一般	建築廃材	雑誌・新聞	
流山市	○	○	○	○	○	○						
八千代市	○	○	○	○	○	○	○	一般廃棄物ごみ	事業系一般廃棄物	コンクリートガラ		
我孫子市	○	○	○	○			○	バッテリー	ペンキ缶			
鴨川市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	建築廃材			
鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○						
君津市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	雑誌・新聞	衣類	ビン・缶	金属類
富津市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	車用品			
浦安市	○	○	○	○	○	○	○	家庭ごみ	事業系一般廃棄物	その他産業廃棄物		
四街道市	○	○	○	○			○	建築廃材	コンクリート片	ガラス		
袖ヶ浦市	○	○	○	○			○	草木	残土			
八街市	○	○	○	○			○	生活系ごみ				
印西市	○	○	○	○			○					
白井市	○	○	○	○	○	○		スプリング入り マットレス	生活系ごみ	建築機材		
富里市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	イノシシの内臓 (複数回)	石綿含有スレート等		
南房総市	○	○	○	○	○	○		消火器	バッテリー	家具	建材	農業用ポリ(ハウス 用被覆ポリ)
匝瑳市	○	○	○	○			○	生活系ごみ	ビン・缶			
香取市	○	○	○	○			○	家庭ごみ	消火器	自動車用バッテリー		
山武市	○	○	○	○			○					
いすみ市	○	○	○	○			○	廃材	生ごみ	ボート		
大網白里市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	家電以外の 不燃ごみ	建築廃材	砕石	農業残渣

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他(左記以外の場合は、その種類を記載してください。)				
								①	②	③	④	⑤
酒々井町	○		○			○		ビン・缶	コンビニ袋	弁当容器	雑誌	
栄町	○			○								
神崎町	○	○	○	○		○						
多古町	○	○	○	○				可燃ごみ				
東庄町	○		○	○				家庭ごみ	ビニール			
九十九里町	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	消火器	ガスボンベ	塗料缶	がれき類
芝山町	○	○	○	○				木片	布団			
横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	生活系ごみ	ビン・缶・ ペットボトル	布類	草木枝	ガラス
一宮町	○		○	○		○	○					
睦沢町	○	○	○	○	○	○						
長生村	○	○	○	○	○	○		建築廃材				
白子町	○	○	○	○		○		生活系ごみ	コンクリートガラ	木材	太陽熱温水器部品	
長柄町	○	○	○	○				可燃ごみ	不燃ごみ			
長南町	○	○	○	○								
大多喜町	○		○	○								
御宿町	○	○	○			○		可燃ごみ				
鋸南町	○	○		○		○		ビニール袋に 入ったごみ				

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
千葉市	千葉市廃棄物適正化推進員要綱	不法投棄に関する市への通報、連絡に関すること。
銚子市	無	
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条）、廃棄物の投棄の禁止・市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	1. 船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 2. 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	土地等の適正管理 不法投棄行為者等の公表及び不法投棄関係土地所有者等の義務
館山市	1. 館山市不法投棄監視員制度設置要綱 2. 館山市まちをきれいにする条例 3. 館山市法定外公共物管理条例 4. 安心・安全な館山市の海水浴場の確保に関する条例	1. 不法投棄監視員設置に関する要綱 2. 空き缶、釣り具及び吸い殻等の投棄行為の禁止等 3. 市内における法定外公共物（道路法の適用を受けない道路等）への投棄行為の禁止 4. 市内海水浴場でのごみ投棄の禁止
木更津市	1. 木更津市まちをきれいにする条例 2. 木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 3. 木更津市不法投棄監視員制度設置要綱 4. 木更津市不法投棄防止対策に係る資材支給事務取扱要綱	1. 雑草等処理対策本部の設置やポイ捨ての禁止等を定め、不法投棄されにくい環境を整備し、未然防止に努める。 2. 往来の少ない地域における不法投棄監視強化のため、監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止や抑止に努める。 3. 2年任期で15名の監視員を委嘱し、不法投棄の監視パトロールを実施し、毎月の状況を報告する。 4. 不法投棄が絶えない場所及びその近傍の土地所有者に、不法投棄防止対策に係る資材（看板・杭・番線）を現物支給している。
松戸市	無	
野田市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	生活環境を損ねる物の放置等を防止することにより、生活環境の保全や環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の的確な現状把握、火災発生・自然環境破壊の恐れのある不法投棄等の未然防止及び快適な生活環境を確保することを目的に、20歳以上の市民へ不法投棄監視員として、地域内のパトロール・不法投棄の通報、不法投棄等の防止政策に協力する事を目的とした委嘱を行っている。
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	不法投棄の現状を的確に把握するため、市が監視員を委嘱し、不法投棄等の未然防止活動を実施。
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地・建物の清潔の保持、公共の場所を汚すことの防止、空き地の適正管理など
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	空き缶類等の投棄行為の禁止、自動車の放置行為の禁止等。
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等を未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」第38条第1項
柏市	柏市不法投棄対策条例	不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶類、廃品類等の投棄行為及び自動車等の放置行為の禁止、ゴミ集積所の清潔保持、空き地等の適正管理
市原市	1. 市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 2. 市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 3. 市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	1. 投棄の禁止（第7条）、清潔の保持（第8条）、土地の管理（第10条）、手数料の減免（第29条） 2. 廃棄物の不法投棄が多発する地域において、生活環境の保全を図るために住民自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 3. 市内各地に住民からなる監視委員を配置し、不法投棄の監視及び報告を行うことで、不法投棄の防止や早期発見による快適な生活環境の保全を目的とする。任期は1年、定員は35人。
流山市	無	
八千代市	八千代市不法投棄防止条例, 八千代市不法投棄防止条例施行規則	事業者等の責務, 立入検査, 原状回復命令及び罰則 通報者への報償金, 立入検査員の指定
我孫子市	我孫子市不法投棄監視委員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄防止のため、市内各地に監視員を設置する。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	公共の場所の清潔の保持（第36条） 土地、建物の清潔の保持（第37条） 空き地等の管理（第38条） 投棄の禁止等（第39条）
君津市	1. 君津市環境監視員設置要綱 2. 君津市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱 3. 君津市不法投棄監視員設置要綱	1. 廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、燃焼行為を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。 2. 廃棄物の不法投棄の監視のために君津市が設置する不法投棄監視カメラの運用及び記録された画像等の適正な管理に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内各地域の不法投棄の現状を的確に把握するため
浦安市	無	
四街道市	無	

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄等に関する情報の提供、状況の報告等を行う不法投棄監視員の設置について定めているもの。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	市内における廃棄物等の不法投棄を的確に把握し、災害の防止や市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
印西市	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱	推進員による不法投棄等に関する監視、市への通報、防止策等への協力
白井市	無	
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	1. 南房総市環境美化推進に関する条例 2. 南房総市不法投棄監視員設置要綱 3. 南房総市不法投棄防止監視カメラの運用等に関する要綱	1. 市民、旅行者、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 2. 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。 3. 道路沿いや農地、山林等人目が見えないところへの不法投棄を抑制するために設置する監視カメラの、設置場所や運用、撮影画像等の取り扱いについて定めたもの。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	山武市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄監視員(市民)を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
いすみ市	1. いすみ市環境保全条例 2. いすみ市不法投棄監視員制度設置要綱	1. 公共の場所、山林及び空地等に廃棄物を不法投棄してはならない。 2. 地域内をパトロールし、廃棄物等の不法投棄を市に報告する。
大網白里市	大網白里市廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きを未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置要綱	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄町	無	
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、多古町不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東庄町	1. 東庄町補法投棄監視員設置要綱 2. 東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	1. 不法投棄を未然に防ぐ 2. 不燃物置場、リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区（以下「実施区」という。）に補助金を交付する。”
九十九里町	九十九里町環境美化条例	町民等は、公園、広場、海水浴場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共用地等」という。）並びに他人の土地にごみ等を投棄してはならない。
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	町長から委嘱を受けた監視員が担当地域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視委員要綱	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の防止を図り、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的として、不法投棄監視員を置く。
一宮町	一宮町不法投棄監視委員要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、睦沢町不法投棄監視員を設置することになり、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止、町民の快適な生活環境の保全に資する事を目的とする。
長生村	無	
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、長柄町不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置し、町民の快適な生活環境の保全を行う。
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	監視員の委嘱、職務について
御宿町	無	
鋸南町	不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため監視員を設置する。 災害の発生及び自然環境の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民に快適な生活環境の保全に資することを目的とする

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	不燃ごみ（金属類）・缶・古紙等	パトロール及び定点監視	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有	20万以下の罰金
銚子市	無		有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	昭和47年3月30日	無	
市川市	資源物（新聞・雑誌）	警察及び直営のパトロールの強化 啓発（啓発シール・資源旗）	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	平成15年12月10日	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞・雑誌等	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年3月31日	有	事実の公表
館山市	無		無				
木更津市	不燃・ビン・缶・ペットボトル・新聞・雑誌・段ボール	ごみ排出場所の早朝パトロール	有	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成13年4月1日	有	20万円以下の罰金
松戸市	紙・布	早朝パトロール	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成6年4月1日	有	5万円以下の過料
野田市	紙類・缶・ペットボトル	資源物持ち去りパトロール	有	野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成27年6月29日改正	有	30万以下の罰金または窃盗罪
茂原市	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
成田市	紙類	集団回収の際は、回収時にできる限り立会いをお願いしている。	無				
佐倉市	無		有	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年3月31日	有	20万円以下の罰金
東金市	布類・段ボール・缶	市内集積場に設置する抜き取り行為禁止看板を希望者へ配布。	有	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成6年12月27日	有	20万円以下の罰金
旭市	古紙	たて看板の設置、パトロール 広報誌、HPによる周知	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無	
習志野市	新聞・雑誌・段ボール・金属類	パトロール・警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成5年12月24日 (平成21年9月30日改定)	有	20万円以下の罰金
柏市	自転車・衣類・大型金属・紙	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導・警告	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成5年3月30日	有	20万円以下の罰金
勝浦市	無		有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成19年12月25日	無	
市原市	資源物 不燃物	パトロールの実施 資源物持ち去り禁止ステッカーの貼付等による啓発	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	平成21年7月1日	有	20万円以下の罰金
流山市	新聞	リサイクルステーションへの月一回の市職員パトロール及び住民（当番制）の立ち番のお願い	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成21年4月1日	有	20万円以下の罰則
八千代市	紙類・缶・小型家電製品等	・定期パトロールの実施 ・重点パトロール（通報があった地域）	有（資源物のみ）	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成5年12月24日制定 平成21年6月26日 禁止事項追加	有	過料50,000円以下
我孫子市	古紙類 金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成17年3月30日改定	有	20万円以下の罰金
鴨川市	無		無				
鎌ヶ谷市	無		無				
君津市	無	通報等に基づき、随時パトロールを実施。	無				
富津市	無		無				
浦安市	新聞・雑誌・段ボール	パトロール・ホームページ・パンフレットにて排出時間を周知している。	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	20万円以下の罰金
四街道市	紙類・ペットボトル	通報に基づいて随時パトロールを実施。	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年4月1日	無	
袖ヶ浦市	紙類・ビン・缶	パトロール	無				
八街市	無		有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年3月24日	有	20万円以下の罰金
印西市	無		有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成8年3月26日	無	
白井市	無		無				
富里市	無		無				
南房総市	無		無				
匝瑳市	無		無				
香取市	ペットボトル・紙類		無				
山武市	無		有	山武郡市環境衛生組合持ち去り防止要綱	平成19年10月25日	無	
いすみ市	無		無				
大網白里市	古紙類	ダミーの防犯カメラの設置。	無				
酒々井町	無		無				
栄町	無		無				
神崎町	無		無				
多古町	無		無				
東庄町	無		無				
九十九里町	缶	パトロール	無				
芝山町	無		有	山武郡市環境衛生組合持ち去り防止要綱	平成18年10月25日	無	
横芝光町	無		有	山武郡市環境衛生組合持ち去り防止要綱	平成19年10月25日	無	
一宮町	缶・粗大ゴミ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
睦沢町	缶・粗大ゴミ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長生村	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
白子町	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長柄町	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長南町	缶・粗大ゴミ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
大多喜町	無		無				
御宿町	無		無				
鋸南町	無		無				

埋立処分の状況

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力。

- ア 全量自区域内で埋立処分している
- イ 一部を自区域外で埋立処分している
- ウ 全量自区域外で処理している

市町村名	区分	自区域内処分量	自区域外処分量		合計[t]
			県内埋立処分	県外埋立処分	
千葉市	ア	20055			20055
銚子市	ア	2779			2779
市川市	ウ		8041	6157	14198
船橋市	ウ		365	7513	7878
館山市	イ	453	2089		2542
木更津市	ウ			1983	1983
松戸市	ウ		555	13424	13979
野田市	ウ		980	1617	2597
茂原市	イ	3122	465	396	3983
成田市	ウ		706	1518	2224
佐倉市	イ	86	385	336	807
東金市	ア	392			392
旭市	ア	2812			2812
習志野市	ウ			1529	1529
柏市	ウ			12218	12218
勝浦市	ウ			703	703
市原市	ア	5035			5035
流山市	ウ		3991	3558	7549
八千代市	ア	3712			3712
我孫子市	ウ		3066	2897	5963
鴨川市	イ	67	264		331
鎌ヶ谷市	ウ			2481	2481
君津市	ウ			950	950
富津市	イ	469		121	590
浦安市	ウ			3542.78	3542.78
四街道市	ウ		800.01	1587.18	2387.19
袖ヶ浦市	ウ			677	677
八街市	ア	849			849
印西市	ア	3476			3476
白井市	ア	1497			1497
富里市	ウ		360	490	850
南房総市	イ	322	929	89	1340
匝瑳市	ア	441			441
香取市	ア	3205			3205
山武市	イ	883	9		892
いすみ市	ア	416			416
大網白里市	ア	327			327
酒々井町	イ	19	57	50	126
栄町	ア	423			423
神崎町	ウ	239			239
多古町	ア	157			157
東庄町	ア	518			518
九十九里町	ア	151			151
芝山町	イ	353	2		355
横芝光町	イ	429	4		433
一宮町	イ	401	58	49	508
睦沢町	イ	170	23	20	213
長生村	イ	320	44	37	401
白子町	イ	346	49	42	437
長柄町	イ	240	34	29	303
長南町	イ	198	24	22	244
大多喜町	ウ			456	456
御宿町	ア	2			2
鋸南町	イ	321		51	372
合計		54,685 t	23,300 t	64,543 t	142,528 t

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
千葉市	○	○						リサイクル情報コーナー http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-recorner.html 千葉市リサイクルショップガイド http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-reshop-top.html	市HP及び 広報誌での周知	リサイクル情報コーナー実績 譲ります：登録件数815件、成立件数195件、成立率23.9% 希望します：登録件数183件、成立件数12件、成立率6.6%
銚子市						○		衣類・布類の無料回収		
市川市	○	○						市公式webページにて市川市近郊にあるリユースショップの一覧を掲載している。 (http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1111000153.html)	市公式webサイトへの情報掲載	リサイクルプラザ市川 来館者数 5,081人 販売点数 2,335点
船橋市							○			
館山市							○			
木更津市							○			
松戸市		○				○		HP:松戸市リユースショップガイド http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/shop.html 市で回収した粗大ごみのうち、まだ使えるものを障害者就労施設に譲渡し、補修等をしたものを店舗にて販売している。 HP:「リユース工房 みらいず」について(障害者就労施設と連携した粗大ごみリユース事業) https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashigomi_shinyouoshirasereusekoubou.html	・市のホームページにリユースショップ10店舗の情報を掲載している。 ・市のホームページに「リユース工房 みらいず」の情報を掲載している	－
野田市	○					○		1. のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載（不用品の再利用。希望者は直接提供者と交渉する。） http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kankyo/gomi/1000616.html 6. リサイクル展示場を開設し（月・火休み）提供している。	1. のだ市報や市ホームページに掲載 6. 野田市ごみの出し方資源の出し方にリサイクル展示場についてを掲載している	1. 把握していない 6. 来庁者 4,983人 供与数 3,362個
茂原市							○			
成田市				○	○			本市の施設に搬入された自転車については、部品の整備・交換を行う。また、市民から引き取った木製家具類については、汚れを落とすなどの補修を行う。これらの再生品は、月に1回希望者で抽選を行い販売している。	広報紙	自転車418台、家具767点、売却金2,966,500円
佐倉市	○			○				1. 佐倉市消費生活センターで実施。市の広報紙に掲載している。 2. 佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入された自転車や家具のうち、状態の良いものを修理・清掃して販売している。 https://www.ss-seisou.jp/	1. 広報紙 4. ホームページ	1. 23件（市が把握している成立数） 4. 販売件数：普通自転車207台、家具396個
東金市	○							http://www.city.togane.chiba.jp/0000001069.html	市のホームページにて周知、市役所のロビーに掲示板を設置。	リサイクル掲示板情報登録数 (譲ります40件、求めます4件)

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
旭市	○							旭市リサイクル情報提供事業（H20.4.1から実施） 一般家庭において不要となった生活用品の譲渡を希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民から市サイクル用品の譲渡または譲受けの申し込みがあったら「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。	市ホームページ、市広報へ掲載	平成30年度 情報登録件数1件
習志野市	○			○				リサイクルプラザ http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/recycleplaza/index.html	ホームページによる周知	売却・販売件数：1,660件、 イベント提供数：66件
柏市	○			○	○			【不用品交換情報ボード】柏市リサイクルプラザリボン館（3R啓発施設）に「ゆずります・ゆずってくださいボード」を設置。 譲渡及び譲受希望者が申込みをし、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/yuzurimasu.html 【リサイクル家具の販売】粗大ごみとして回収された家具を修理して販売。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p002488.html 【フリーマーケット】柏市リサイクルプラザリボン館と共催で出店者を事前に募りフリーマーケットを開催。	柏市公式ウェブサイト、市広報、課公式ツイッター	平成29年度実績 【不用品交換情報ボード】 譲渡希望8件、譲受希望0件 【家具】 家具51件 【フリーマーケット】 2回開催、参加者840名
勝浦市	○							不用品を有効活用し、ごみの排出抑制を推進するため、家庭で不用となった生活用品の譲渡希望者や譲受希望者を募集する。希望者は市に登録してもらう。不用品に関する情報は市のホームページや市役所、集会所などの掲示板に掲載。不用品の受渡に係る交渉は当事者間で行う。 http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29325	ホームページ・広報誌等	情報登録数：0
市原市	○				○			不用品情報交換 https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/syouhi_plaza/p_e_62.html	市広報誌、ホームページにより周知	申込166件、成立34件
流山市		○		○	○			リサイクル推進店を市のホームページに掲載 http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002401/1002486/1002493.html 再生品の販売を市のホームページに掲載 http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002401/1002486/1002487.html 市主催のガレージセールの情報を掲載 http://www.city.nagareyama.chiba.jp/event/1014026/1016740.html	広報・ホームページ 市主催のフリーマーケットはポスターも掲示	家具：507件 自転車：150件 フリーマーケット：23,953人
八千代市	○					○		不用品内容について掲載・掲示している。具体的な写真等については掲載・掲示していない。 http://www.city.yachiyo.chiba.jp/121000/page000001.html	広報紙、市ホームページ、庁舎内掲示板	情報掲示件数：141件 取引件数：67件

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
我孫子市	○			○				市の広報誌やHPに情報を掲載 不用品情報コーナー http://www.abiko-fureaikoubou.com/fuyouhin1.html フリーマーケットの開催（イベント情報） http://www.abiko-fureaikoubou.com/event1.html リサイクル家具情報 http://www.abiko-fureaikoubou.com/kagu3.html	市の広報、ホームページ	・不用品情報コーナー 広報誌に毎月（年12回）掲載 掲載件数は“把握していない” ・フリーマーケット 来場者 494名 販売件数は“把握していない” ・リサイクル家具の販売 販売点数は“把握していない” ・リサイクル教室 延べ 158教室、参加者 467名
鴨川市					○				市広報誌、フリーマーケットガイド誌への掲載	H30年度実績：14団体の参加、2770名の来客
鎌ヶ谷市	○			○				1. 広報紙に「ゆずりたいもの・希望するもの」をリサイクル情報として掲載。掲載後は市民間で調整し、交渉が成立したときは市に報告。 4. 毎年開催しているリサイクルフェアにおいて、粗大ごみとして搬入された家具等を販売している。また、鉄道会社から保管期限の切れた遺失物の傘を提供していただき、同時に販売している。	1. 広報紙 4. 広報紙、チラシ、ごみ分別アプリ	1. リサイクル情報の掲載件数：9件 4. 売却件数：リユース家具11点 傘1,073本
君津市	○	○						【リサイクル情報交換事業】市民の家庭から出る不用品の譲渡等の情報を市役所・公民館・HPに最長6か月掲示し、譲渡や売買は当事者間で実施する。食料品、化粧品、動植物、貴金属及び危険物等は不可。 【リユースショップ情報】きみつくリーングイドブックに掲載している。	HP及びきみつくリーングイドブックへの掲載。	【リサイクル情報事業】平成30年度の受付数1件
富津市							○			
浦安市			○	○				http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/1007905/1000411.html	広報紙とHP	自転車の再生販売台数84台、家具の再生販売台数708点
四街道市	○							https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/gomi/kateimuke/recycle/yhaiki20190401.html	市役所内掲示板（3ヶ月掲示）、市政だより	譲ります：申請135件（うち成立71件） 譲ってください：申請52件（うち成立18件）
袖ヶ浦市							○			
八街市	○		○					市民が搬入してきたもののうち、まだ製品として使えるものをリユース品、古着等、羽毛布団にわけて、それぞれのリユース事業者へ売却。 https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/22/	市の広報、HP、ごみ収集カレンダーに掲載、区や自治会に回覧実施	リユース品2,970kg、古着等4,870kg、羽毛布団37kg

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
印西市	○			○		○		1. リサイクル情報広場「ゆずります」「さがしています」の申込書に記入していただいた情報を市広報紙、ホームページ及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は当事者同士で行い、市では品物を保管しない。 http://www.city.inzai.lg.jp/0000001633.html 4. 印西クリーンセンター（印西地区環境整備事業組合）にて、回収した粗大ごみの中から使用できそうなものを修理・清掃し販売している。 6. 子供服のリユース事業「おさがりマルシェ」。子供の成長等により着られなくなった子供服を無償で提供していただき、簡易的な点検の後、必要としている人へ無償提供するもの。	1. 市の広報紙、ホームページ、市役所庁舎1階ロビーへの掲載 4. 周知していない 6. 市の広報紙、ホームページ、ポスター掲示、Twitter、アプリの通知機能	1. 「ゆずります」8件成立、「さがしています」5件成立 4. 把握していない 6. 278組の来場者に413.5kgの服を配布
白井市	○				○			http://www.city.shiroi.chiba.jp/kurashi/gomi/g03/1421218451114.html	・広報に記事掲載・ホームページに記事を掲載 ・ごみ分別アプリに記事掲載	譲りたい申請 3件 譲り受けたい申請4件 成立1件
富里市					○			リサイクルフェアにてリサイクルマーケットを年1回実施し、家庭で不要となったものの再利用を促進している。 http://www.city.tomisato.lg.jp/0000002114.html	市広報紙 市ホームページ	-
南房総市							○			
匝瑳市	○							市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002611.html	市役所玄関ロビーの掲示板、匝瑳市ホームページ	情報登録件数：37件
香取市	○									
山武市							○			
いすみ市							○			
大網白里市	○							リユース情報コーナーを設置。希望者に申請書を記入してもらい、決済後、掲示板に3週間掲載し希望者を待つ。 品物は各家庭で保管してもらい、希望者がいる場合は出品者と希望者の双方で受け取り方法等を確認し対応してもらう。 品物の取引終了後は、譲り主が地域づくり課まで連絡する。 希望者が3週間経っても現れなかった場合は、登録を抹消する。（再申請可能） http://www.city.oamishirasato.lg.jp/faq/faq_detail.php?co=cat&frmId=139&frmCd=7-1-0-0-0	市で発行している「家庭ごみの出し方」やホームページ、市広報上で周知。	求めます：3件 譲ります：20件
酒々井町							○			
栄町						○			当課窓口に案内チラシを設置している	-
神崎町							○			
多古町							○			
東庄町					○			イベント時にフリーマーケットの実施	広報・イベントのチラシに掲載	-
九十九里町							○			
芝山町							○			
横芝光町							○			
一宮町							○			
睦沢町	○							役場庁舎ロビーに情報コーナーを設けPRしている。		
長生村										
白子町										
長柄町							○			

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“-”
長南町 大多喜町					○			長南フェスティバルにおいてリサイクルマーケットを開催している	広報	-
御宿町						○		譲りたい物がある住民からの申請を町が受け付け、その情報を広報誌に掲載し周知する。その後、情報を知って譲り受けたいと思った住民は、申込書を町に提出する。	広報誌	近年では利用実績がない。
鋸南町							○			

ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		無	
		処理料金上乘	袋代のみ		
千葉市		○			可燃ごみ 8円/100 16円/200、24円/300、36円/450 不燃ごみ 8円/100、16円/200
銚子市		○			可燃ごみ 150:177円/10枚、300:319円/10枚 450:466円/10枚 資源ごみ 200:103円/10枚、450:187円/10枚 不燃ごみ 450:466円/10枚
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		○			150 200円/10枚 300 400円/10枚 450 600円/10枚
木更津市		○			可燃、不燃全て1枚あたり 20円/200、30円/300、45円/450
松戸市			○		「可燃ごみ」のみ 有料化無し、指定袋制、袋代のみ 燃やせるごみ以外は 有料化無し、袋の指定無し
野田市		○			超過従量制：一世帯年間120枚分のごみ袋は無料。それ以上は有料。 （ごみ処理経費の約半分を袋の値段に設定している。）
茂原市		○			35円/200、50円/300、65円/400
成田市			○		
佐倉市			○		
東金市		○			15円/200、25円/300、35円/450
旭市		○			可燃ごみ 小25円/150、大45円/300
習志野市			○		指定袋以外に透明・半透明のポリ袋を使用可能としている
柏市			○		
勝浦市		○			400袋：処理手数料40円+袋代 300袋：処理手数料30円+袋代 200袋：処理手数料20円+袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○			100 8.5円/枚 200 12円/枚 300 18円/枚 400 24円/枚
我孫子市				○	
鴨川市		○			450袋：50円+袋代 200袋：20円+袋代
鎌ヶ谷市			○		
君津市		○			単純従量制 販売価格（可燃・不燃） ・ミニ（100）100円/10枚※可燃のみ ・小（200）200円/10枚 ・中（300）300円/10枚 ・大（400）400円/10枚
富津市		○			可燃ごみ 20020円/枚、30030円/枚 不燃ごみ・資源ごみ 30015円/枚、容器包装プラスチック450 15円/枚
浦安市			○		
四街道市			○		

ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		無	
		処理料金上乘	袋代のみ		
袖ヶ浦市		○			可燃・不燃ともに 11円/20ℓ 13円/30ℓ 16円/40ℓ
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○		
富里市			○		
南房総市		○			16円/10ℓ、31円/20ℓ、42円/30ℓ、52円/45ℓ
匝瑳市		○			可燃大（30ℓ）40円/枚 可燃小（15ℓ）20円/枚
香取市		○			指定袋（大）40ℓ30円/枚 指定袋（小）25ℓ20円/枚
山武市		○			可燃40円/30ℓ 可燃小20円/15ℓ 資源20円～30円/30ℓ 不燃30円/30ℓ、45円/40ℓ
いすみ市		○			30円/20ℓ、50円/45ℓ
大網白里市		○			15円/20ℓ、25円/30ℓ、35円/45ℓ
酒々井町			○		
栄町		○			可燃ごみ袋 （大）47円/枚 （中）26円/枚 （小）16円/枚 資源物袋 （大）20円/枚 （中）15円/枚 （小）10円/枚 不燃有害ごみ袋 （中）31円/枚 （小）16円/枚 資源シール 20円/枚
神崎町		○			指定袋（45ℓ）35円/枚 可燃ごみのみ（25ℓ）25円/枚あり
多古町		○			可燃大（30ℓ）40円/枚 可燃小（15ℓ）20円/枚
東庄町		○			指定袋（大）40ℓ 30円/枚 指定袋（小）25ℓ 20円/枚
九十九里町		○			大袋 35円/45ℓ 小袋 25円/30ℓ
芝山町		○			可燃 大40円/枚、小30円/枚 不燃20円/枚、資源20円/枚、有害20円/枚
横芝光町		○			○横芝地域 可燃大（30ℓ）40円/枚 可燃小（22ℓ）30円/枚 ○光地域 可燃大（30ℓ）40円/枚 可燃小（15ℓ）20円/枚
一宮町		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
睦沢町		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
長生村		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
白子町		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
長柄町		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
長南町		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
大多喜町		○			大1袋50円、小1袋30円、特小1袋30円
御宿町		○	○		平成24年10月1日より有料指定袋製 （資源ごみについては袋代のみ）
鋸南町		○			45ℓ52円、30ℓ42円、20ℓ31円、10ℓ16円

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
千葉市	有	従量制	可燃物・不燃物・粗大ごみ・資源物	270円/10kg（消費税相当額別）
銚子市	有	従量制	可燃物・不燃物・衣類・布団類・紙類	59円/10kg
市川市	有	従量制	燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ・有害ごみ	216円/10kg、10kg未満も216円（消費税相当額を含む）
船橋市	無			
館山市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	①30kg未満：無料 30kg：180円 30kg以上100kg未満：60円/10kg加算 100kg以上：160円/10kg加算 ②50kg未満：無料 50kg：1,570円 50kg以上：520円/50kg加算
木更津市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	130円/20kg
松戸市	有	従量制	燃やせるごみ、陶磁器ガラス等のごみ、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、資源ごみ、有害などのごみ、粗大ごみ	全て16円/kg+消費税 (20kg以下一律320円+消費税)
野田市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	135円/10kg（税別）
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
成田市	無			
佐倉市	有	従量制	全種類	350円/10kg
東金市	有	従量制	可燃ごみ・金属類・缶・ビン・ペットボトル・ガラス類・蛍光灯類	100円/10kg（10kg未満の場合100円）
旭市	有	従量制	全種類 (但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除く)	資源ごみ以外 100kg未満：100円/10kg 100kg以上：150円/10kg 資源ごみ 100円/10kg
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみ共通	230円/10kg
柏市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・資源品・有害ごみ・草木ごみ	全て10kgまでごとに194.4円
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ	40円/10kg
市原市	有	従量制	すべての搬入ごみ	200円/10kg
流山市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・可燃粗大・不燃粗大	10kgまでごとに162円
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃・有害ごみ ③資源ごみ	①10L 8.5円/枚 20L 12円/枚 30L 18円/枚 40L 24円/枚 ②20L 12円/枚 ③無料
我孫子市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源・燃やせないごみ	10kgまで 157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について 157円/10kg
鴨川市	有	従量制	可燃ごみ	50円/10kg (100kgを超えた部分から120円/10kg)
鎌ヶ谷市	無			
君津市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・せん定木等	可燃ごみ・不燃ごみ 180円/10kg せん定木等 (搬入量50kg以下) 80円/10kg (搬入量50kgを超える) 170円/10kg
富津市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）・紙類・繊維類・粗大ごみ	90円/10kg
浦安市	有	従量制	一般廃棄物	200円/10kg（税別）
四街道市	有	従量制	粗大ごみ	200円/10kg
袖ヶ浦市	有	従量制	燃せるごみ・燃やさないごみ	指定袋制に準じる
八街市	無			
印西市	無			
白井市	無			
富里市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・ガラスビン・ペットボトル・資源ごみ・有害ごみ	100kgまで無料 100kg超過分5.4円/kg加算
南房総市	有	従量制	可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・不燃ごみ (家電リサイクル法に係る品目等は除く)	20kgまで無料 20kgを超えた場合 51円/10kg（100kgまで） 154円/10kg（100kg以上）
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	400円/100kg
香取市	有	従量制	生活系直接搬入ごみ全般	100kgを超える10kgにつき 可燃ごみ…100円 不燃ごみ…200円
山武市	有	従量制	可燃・不燃・資源ごみ	100円/10kg
いすみ市	有	従量制	可燃ごみ・資源ごみ(缶・ビン・ペットボトル)・不燃ごみ(金属類・ガラス類)	一律20円/kg
大網白里市	有	従量制	可燃ごみ・粗大ごみ・金属類・缶・ビン・ガラス類・ペットボトル・蛍光灯類	100円/10kg

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
酒々井町	有	従量制	全種	350円/10kg
栄町	無			
神崎町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	200円/10kg
多古町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	400円/100kg
東庄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃ごみ：100円/kg・100kgまで無料 不燃ごみ：200円/kg・100kgまで無料
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ・粗大ごみ・金属類・缶・ビンガラス類・ペットボトル・蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	有	従量制	全種	100円/10kg
横芝光町	有	従量制	可燃・不燃・資源 【横芝地域のみ不燃ごみに加えて有害ごみ】	○横芝地域 100円/10kg ○光地域 400円/10kg
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長生村	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ	1kg 20円
御宿町	有	従量制	可燃ごみ・紙類・カン・鉄類・ビン・ガラス・合成樹脂類	3円/kg
鋸南町	有	従量制	可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・不燃ごみ (家電リサイクル法に係る品目等は除く)	20kgまでは無料、100kgまで51円/10kg、 100kgを超えた場合は154円/10kg

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	従量制	390円～1,560円	有	従量制	270円/10kg (消費税相当額別)
銚子市	無			有	従量制	59円/10kg
市川市	有	定額制	品目の重量・大きさによって、5段階(510円、1,030円、1,540円、2,060円、2,570円)に設定。(消費税相当額を含む。)	有	従量制	216円/10kg、10kg未満も216円(消費税相当額を含む)
船橋市	有	従量制	品目または重量ごとに360円、720円、1,080円、1,440円の4段階。	有	従量制	15kg未満は150円。15kg以上のときは、さらに10kgにつき、150円を加算。(別途8%相当額加算)
館山市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	○可燃系 30kg未満：無料 30kg：180円 30kg以上100kg未満：60円/10kg加算 100kg以上：160円/10kg加算 ○不燃系 50kg未満：無料 50kg：1,570円 50kg以上：520円/50kg加算
木更津市	有	定額制	800円/1点	有	従量制	130円/20kg
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量制	全て16円/kg+消費税(20kg以下一律320円+消費税)
野田市	有	定額制	550円/個 (税込み)	有	従量制	135円/10kg (税別)
茂原市	無			有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
成田市	無			無		
佐倉市	有	従量制	品目により500円、1000円、1500円の3段階	有	従量制	350円/10kg
東金市	有	従量制	0～15kg 150円、16～25kg 300円、26～35kg 450円、36kg～ 600円	有	従量制	100円/10kg (10kg未満の場合100円)
旭市	無			有	従量制	100kg未満：100円/10kg 100kg以上：150円/10kg
習志野市	有	定額制	540～2,700円	有	従量制	230円/10kg
柏市	有	定額制	1点1,080円	有	従量制	194.4円/10kg
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制	60円/10kg ※ただし、可燃性の粗大ごみに限る
市原市	有	定額制	1,230円/1点	有	従量制	200円/10kg
流山市	有	定額制	一点につき1,080円	有	従量制	162円/10kg
八千代市	有	従量制	大型又は重量物等600円 その他粗大ごみ300円	有	従量制	大型又は重量物等300円 その他粗大ごみ150円
我孫子市	有	定額制	700円/1点につき	有	従量制	10kgまで 157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について 157円/10kg。
鴨川市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	70円/10kg (1点につき500円を上限)
鎌ヶ谷市	有	定額制	860円/点	有	定額制	430円/点
君津市	有	定額制	860円/点	有	定額制	430円/点
富津市	有	定額制	800円/1点	有	従量制	90円/10kg
浦安市	有	従量制	520円・1,040円・1,560円・2,080円・2,600円	有	従量制	200円/10kg (税別)
四街道市	有	定額制	基本料金 (800円) + 品目別料金	有	従量制	200円/10kg
袖ヶ浦市	有	定額制	品目により1点当たり500円または1,000円	有	従量制	100円/10kg
八街市	有	定額制	540円/点	無		

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
印西市	無			無		
白井市	有	従量制	520円、1,040円、1,560円、2,080円、2,600円	有	従量制	220円、440円、660円、880円、1,100円
富里市	有	従量制	500kgまで3,240円 500kg超過分1kgにつき5.4円加算	有	従量制	100kgまで無料 100kg超過分1kgにつき5.4円加算
南房総市	有	定額制	1点 566円	有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円＋ 従量料金400円 (100kg毎)	有	従量制	従量料金400円/100kg
香取市	無			有	従量制	100kgを超える10kgにつき 可燃ごみ…100円
山武市	有	定額制	150円～600円	有	従量制	100円/10kg
いすみ市	有	従量制	30円/kg	有	従量制	20円/kg
大網白里市	有	従量制	150円 300円 450円 600円	有	従量制	100円/10kg
酒々井町	有	定額制	処理券500円、処理袋250円	有	従量制	350円/10kg
栄町	有	従量制	・小サイズ 0.05m ³ 未満 110円 ・中サイズ 0.05m ³ 以上0.25m ³ 未満 330円 ・大サイズ 0.25m ³ 以上0.75m ³ 未満 550円 ・特大サイズ 0.75	無		
神崎町	—			有	従量制	200円/10kg
多古町	有	従量制	基本料金2,000円＋ 重量料金400円/100kg	有	従量制	400円/10kg
東庄町	有	従量制	品目によって異なる	有	従量制	可燃：100円/kg・ 100kgまで無料 不燃：200円/kg・ 100kgまで無料
九十九里町	有	定額制	150. 300. 450. 600円	有	従量制	100円/10kg
芝山町	有	定額制	1品200円	有	従量制	100円/10kg
横芝光町	有	従量制	○横芝地域 一品200円 ○光地域 基本料金2,000円に加え100kgごとに400円の従量料金	有	従量制	○横芝地域 100円/10kg ○光地域 400円/100kg
一宮町	無			有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
睦沢町	無			無	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長生村	無			有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
白子町	無			有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長柄町	無			有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長南町	無			有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
大多喜町	無			有	従量制	20円/kg
御宿町	有	従量制	90円/kg	有	従量制	90円/kg
鋸南町	有	定額制	1点566円	有	従量制	20kgまで無料、100kgまで10kgにつき51円、 100kgを超えた場合154円/10kg

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	200円/10kg（税別）または4000円/m ³ （税別）	左記料金を上限額とし、各許可業者が設定	有	従量制	270円/10kg（税別）または5400円/m ³ （税別）
銚子市	有			許可業者が料金設定	有	従量制	196円/10kg
市川市	有			市では事業系ごみの収集運搬は行っておらず、排出事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。そのため、委託による場合の収集料金は排出事業者と許可業者との契約によるが、多くは定額制を採用している。	有	従量制	216円/10kg（消費税相当額を含む。）
船橋市	不明	不明		許可業者が収集を行っているため、不明	有	従量制	20円/kg（別途8%相当額加算）
館山市	市が収集していない			市が収集していない	有	従量制	160円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者	木更津市では収集を行っていない。許可業者が収集を行うか、排出事業者が直接搬入することになっている。木更津市での処分料金は右記の「処分料金」と同じ。	有	従量制	180円/20kg 産業廃棄物は500円/20kg
松戸市	有		排出事業者と許可業者の契約による		有	従量制	①一般廃棄物 16円/kg+消費税（20kg以下一律320円+消費税） ②一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物 28円/kg+消費税（20kg以下一律560円+消費税）
野田市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	許可業者制	有	従量制	270円/10kg（税別）
茂原市	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
成田市	有			許可業者ごとに契約先での業務等により独自に決定している。	有	従量制	216円/10kg
佐倉市	有	許可業者毎による	排出事業者と許可業者との契約金額		有	従量制	350円/10kg
東金市	有			排出事業者と許可業者との契約による	有	従量制	150円/10kg（10kg未満の場合150円）
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では収集せず、事業者自ら運搬あるいは許可業者へ委託して運搬しているため、料金は許可業者が設定している。	有	従量制	資源ごみ以外 100kg未満：100円/10kg 100kg以上：150円/10kg 資源ごみ 100円/10kg
習志野市	有			許可業者が収集	有	従量制	230円/10kg
柏市	有			許可業者が料金設定	有	従量制	・一般廃棄物 10kgまでごとに194.4円 ・容器包装プラスチック類10kgまでごとに172.8円
勝浦市	無				有	従量制	60円/10kg
市原市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	200円/10kg

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
流山市	無				有	従量制	10kgまでごとに162円
八千代市	有	許可業者による			有	従量制	210円/10kg+消費税相当額(10kgに満たない場合は、210円+消費税相当額)
我孫子市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	10kgまで 252円。10kgを超える場合、10kgを超える部分について 252円/10kg。
鴨川市	有		排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	120円/10kg
鎌ヶ谷市	有			許可業者が料金設定市での収集はない。許可業者により異なる。	有	従量制	194.4円/10kg
君津市	有				有	従量制	150円/10kg
富津市	有			処分150円/10kg、運搬料については事業者が設定	有	従量制	150円/10kg、210円/10kg(条例産廃)
浦安市	有	従量制	【事業系少量指定袋】 可燃45L・不燃45L 290円/枚 可燃22.5L・不燃22.5L 140円/枚 資源物(びん・缶・ペットボトル) 45L 140円/枚 22.5L 70円/枚 紙類 70円/枚	指定袋は、一日平均で、45ℓごみ袋一袋程度の事業者が対象。料金には処理費用を含む。	有	従量制	200円/10kg(税別)
四街道市	無				有	従量制	300円/10kg
袖ヶ浦市	有			収集運搬許可業者との契約による	有	従量制	150円/10kg
八街市	無				有	従量制	10kgまで300円 10kgを超えたとき30円24銭/kg
印西市	有			許可業者が処分費に上乗せして徴収	有	従量制	260円/kg
白井市	有	従量制		許可業者が処分費に上乗せし徴収	有	従量制	印西クリーンセンターにて270円/10kgを徴収
富里市	有		許可業者による		有	従量制	10kgまでごとに110円加算
南房総市	無				有	従量制	154円/10kg
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約による。		有	従量制	150円/10kg
香取市	無				有	従量制	200円/10kg
山武市	無				有	従量制	150円/10kg
いすみ市	有	従量制		収集料金は許可業者が設定	有	従量制	20円/kg
大網白里市	有			各業者ごとに設定	有	従量制	150円/10kg
酒々井町	無				有	従量制	350円/10kg
栄町	無				有	従量制	260円/kg
神崎町	—			排出事業者と許可業者との契約による	有	従量制	300円/10kg
多古町	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者との契約		有	従量制	・排出事業者が直接搬入する場合400円/100kg ・許可業者と契約し搬入する場合150円/10kg
東庄町	有			許可業者が料金を設定	有	従量制	200円/10kg
九十九里町	有	従量制	許可業者による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出業者と収集許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
横芝光町	有	許可業者により異なる	排出業者と収集許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
一宮町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
睦沢町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長生村	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
白子町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長柄町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
長南町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg(10円未満切り捨て)
大多喜町	無				有	従量制	20円/kg
御宿町	無				有	従量制	6円/kg
鋸南町	収集なし				有	従量制	154円/10kg

生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定

※すでに有料化している場合は「－」

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	－	－
銚子市	－	－
市川市	有	未定
船橋市	無	
館山市	－	－
木更津市	－	－
松戸市	有	未定
野田市	－	－
茂原市	－	－
成田市	無	
佐倉市	無	
東金市	－	－
旭市	－	－
習志野市	検討中	
柏市	無	
勝浦市	－	－
市原市	無	
流山市	無	
八千代市	－	－
我孫子市	無	
鴨川市	－	－
鎌ヶ谷市	無	
君津市	－	－
富津市	－	－
浦安市	無	
四街道市	有	令和2年9月
袖ヶ浦市	－	－
八街市	有	未定
印西市	無	
白井市	有	令和4年度
富里市	無	
南房総市	－	－
匝瑳市	－	－
香取市	－	－
山武市	－	－
いすみ市	－	－
大網白里市	－	－
酒々井町	無	
栄町	－	－
神崎町	－	－
多古町	－	－
東庄町	－	－
九十九里町	－	－
芝山町	－	－
横芝光町	－	－
一宮町	－	－
睦沢町	－	－
長生村	－	－
白子町	－	－
長柄町	－	－
長南町	－	－
大多喜町	－	－
御宿町	－	－
鋸南町	－	－

事業系ごみ対策

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など 例: 展開検査、優良事業者認定制度	
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容					⑦ 対象事業所数			
	① 実施の有無	② 廃棄物管理指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他		⑥ 対象事業所の基準	① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導				⑤ その他
千葉県	有	○	○	○	市職員による定期的な立入調査を実施し、法令の遵守、ごみの処理方法や減量・再資源化の取り組みを確認、必要に応じて指導を行う。	1. 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗 2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物 3. 前年度における事業系一般廃棄物の排出量が36トン以上または1月当たりの排出量の平均が3トン以上である事業所	463	有						有	1. 清掃工場において搬入物検査を実施し、搬入不適物の排出事業者に対して訪問指導を行っている。 2. 事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対し、予算の範囲内において処理機の購入・設置に係る経費の一部補助
銚子市	有			○				有						有	展開検査
市川市	有	○	○	○		①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗 ②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等	82	有			○	○		無	・収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。 ・クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを実施している。 ・クリーンセンターにて定期的に搬入物展開検査を行っている。
船橋市	有	○	○	○		(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2)次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000㎡以上の建築物 ア. 興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ. 店舗又は事務所 ウ. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む） エ. ホテル又は旅館 オ. その他市長が必要があると認めるもの	120	有			○	○		有	・保健所が開催する食品衛生 多量排出事業者への立入検査
館山市	無							無						有	展開検査
木更津市	○		○	○		(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上）の建築物		有			○	○		無	
松戸市	有	○	○	○		一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超える小売店舗、および事業の用に供する建物内の部分の延べ面積を3000平方メートル以上占有している事業者	407 (そのうち個別指導実施事業所数は107件)	有			○	○		無	・展開検査を実施している。 ・優良事業者をホームページにて紹介している。
野田市	有	○	○			大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000㎡以上の建築物	212							無	展開検査の実施
茂原市	無							無						無	
成田市	有	○	○			延床面積が500㎡以上かつごみ排出量が年間36t以上もしくは月3t以上の年間ごみ排出量上位200の事業所	203	有			○	○		有	展開検査
佐倉市	有		○			延べ床面積3000㎡以上の建築物を所有し、管理し、又は占有する事業者で、市長が指定する者又は事業の内容を考慮して市長が指定する者	108	無						無	
東金市	無							有			○			無	
旭市	無							無						無	
習志野市	有	○	○	○		延床面積1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物が日量平均50kg以上排出される事業所	65	有			○	○		無	
柏市	有		○	○	ウェブサイトでの啓発	次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を有するもの (2) 事業の用に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。)の合計が3,000平方メートル以上の建築物を有するもの(前号に掲げるものを除く。) (3) 前2号に掲げるもの以外のもの、その事業活動に伴い多量の一般廃棄物が生じると市長が特に認める土地又は建物を有するもの	240	有						無	・紙くず、動植物性残さの減量を重点的に啓発している。また、柏市では、事業系ごみの減量に積極的な取り組みを行っている企業を「3R推進事業所」または「3R推進店」として推奨し、市民の皆さんに広くご紹介している。 ・展開検査を行っている。
勝浦市	無							無						無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業者		有			○	○		有	

事業系ごみ対策

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など 例: 展開検査、優良事業者認定制度	
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容								
	① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他		⑥ 対象事業所の基準	① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他			
流山市	有		○		廃棄物減量計画を提出。前年度実績に対する減量の取組を記載	73	有				○		事業系一般廃棄物の処理実績に関するアンケートの実施	無	事業系一般廃棄物の搬入検査
八千代市	有	○	○				無							無	・搬入調査（展開検査等）の実施 ・啓発のパンフレット及びチラシの配布
我孫子市	有		○				把握していない	有		○	○	○		無	「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。 http://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/gomi_shigen/3r/suis_hinjigyosho.html
鴨川市	有			○				有				○		無	展開調査
鎌ヶ谷市	有	○	○				24	有				○		無	展開検査
君津市	有	○	○		・1日の平均排出量が100kg以上の者 ・小売業（飲食店を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための用に供される延床面積の合計が500㎡を超える建設物の所有者 ・同一敷地内に建築された建築物の延床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者	47	有				○			無	広報啓発活動
富津市	無		○		小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、1000平方メートル以上のもの 前号に定めるもののほか、業者の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3000平方メートル以上のもの		無							無	
浦安市	有	○	○	○	建築延べ面積3,000㎡以上かつ1日のごみは排出量が100kg以上。 ※公共施設についての1日のごみ排出量が30kg以上（他の事業所への指導的立場から）		有				○	○		無	多量排出事業者のみ、年に1回、説明会を開催し事業所の取り組みや情報交換の場などを設けている。また、現地調査の際にごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○				有				○		無	展開検査
袖ヶ浦市	有	○	○		(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000平方メートル以上のもの (2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000平方メートル以上のもの	7	無							無	
八街市	無							無						無	展開検査
印西市	有	○	○	○	延べ床面積が3000㎡以上の事業者及び大規模小売店舗立地法に係る建築物の床面積が1000㎡以上の小売店	89	無							無	多量排出事業者への説明会の開催、印西クリーンセンターでの展開検査の実施
白井市	有	○	○		延べ床面積3000㎡以上の事業所・店舗面積1000㎡以上の小売店	116	無							無	
富里市	無						有				○			無	展開検査
南房総市	無						無							無	
匝瑳市	無						無							無	
香取市	有	○	○		3,000㎡以上	35	無							無	
山武市	無						無							無	
いすみ市	有			○			有				○			無	特になし
大網白里市	無						無							無	
酒々井町	有	○	○				無							無	
栄町	無						無							無	
神崎町	無						無							無	
多古町	無						無							無	
東庄町	有			○	基準は設定していない		有				○			無	
九十九里町	無						有				○	○		無	
芝山町	無						無							無	
横芝光町	無						無							無	
一宮町	無						無							無	
睦沢町	無						無							無	
長生村	無						無							無	
白子町	無						無							無	
長柄町	無						無							無	
長南町	無						無							無	
大多喜町	無						無							無	
御宿町	有			○	ごみ排出量10kg/日以上の事業所		無							無	
鋸南町	無						無							無	

再生利用指定制度の活用状況

※1 廃棄物処理法施行規則第2条第2号

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

※2 規則第2条の3第2号関係

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

市町村名	規則第2条第2号関係※1		規則第2条の3第2号関係※2	
	指定の有無	指定業者数	指定の有無	指定業者数
千葉市	無		無	
銚子市	無		無	
市川市	無		無	
船橋市	無		無	
館山市	無		無	
木更津市	無		無	
松戸市	有	8	無	
野田市	無		無	
茂原市	無		無	
成田市	無		無	
佐倉市	無		無	
東金市	無		無	
旭市	無		無	
習志野市	無		無	
柏市	無		無	
勝浦市	無		無	
市原市	無		無	
流山市	無		無	
八千代市	無		無	
我孫子市	無		無	
鴨川市	無		無	
鎌ヶ谷市	無		無	
君津市	無		有	1
富津市	無		有	1
浦安市	無		無	
四街道市	無		無	
袖ヶ浦市	無		無	
八街市	無		有	2
印西市	無		無	
白井市	有	2	有	1
富里市	無		無	
南房総市	無		無	
匝瑳市	無		無	
香取市	無		無	
山武市	無		無	
いすみ市	無		無	
大網白里市	無		無	
酒々井町	無		無	
栄町	無		無	
神崎町	無		無	
多古町	無		無	
東庄町	無		無	
九十九里町	無		無	
芝山町	無		無	
横芝光町	無		無	
一宮町	無		無	
睦沢町	無		無	
長生村	無		無	
白子町	無		無	
長柄町	無		無	
長南町	無		無	
大多喜町	無		無	
御宿町	無		無	
鋸南町				

再生利用指定制度の活用状況

市町村名	指定業者名	廃棄物の種類	指定業者名	廃棄物の種類
松戸市	①松戸市再生資源事業協同組合	①ペットボトル		
	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル		
	③松澤興業	③ペットボトル		
	④(有)日美	④ペットボトル		
	⑤(株)イサカエンタープライズ	⑤ペットボトル		
	⑥K.S環境サービス	⑥ペットボトル		
	⑦(有)松戸紙業	⑦ペットボトル		
	⑧(株)オーク	⑧ペットボトル		
君津市			①佐久間総業	①せん定木等
富津市			①株式会社 エス・イーテ	①食品廃棄物
八街市			①(株)造伸	①雑草、雑木等
			②東関リサイクル(株)	②剪定枝
白井市	①株式会社フジコー	①食品残渣、木くず等	①株式会社 佐久間	①プラスチック製容器包装
	②都市環境サービス株式会	②ビン、カン、ペットボトル		

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費の計)	
千葉市	廃プラスチック類	1,030		70	72,100	
	金属類	480		45	21,600	
	金庫	80		200	16,000	
	マットレス、ソファー	7		15,000	105,000	発生量は(m3)単位で表記
	ガラス、コンクリート、陶磁器く	1,610		100	161,000	発生量は(m3)単位で表記
	フロンガス	1,300	処分単価に含む	2,376	3,088,800	リサイクルセンター内でフロンの吸引を実施し、吸引したフロン類はその後、専用の破壊処理施設で処理している。発生数量はフロン含有製品の台数(台)、処分単価は1台あたりの単価(円/1台)。
	中身（残液）入りスプレー缶	3,790	無	292	1,105,164	リサイクルセンター内に専用の穴あけ機を持ち込み、穴あけ処理と、中身の残液回収を行っている。
銚子市	廃油・廃塗料	2,710	処分単価に含む	146	395,118	主に中身入りスプレー缶の残液処分（運搬から最終処分まで）を、委託して実施している。
	ふとん、毛布、カーペット	122,240		32	4,753,074	
	ビデオテープなど	9,060		30	293,544	
市川市	廃タイヤ等	2,310		25	62,370	
	廃タイヤ	1,450	41,040	38	96,140	
	廃蛍光管	14,240		137	1,950,880	
	廃乾電池	58,500		29	1,696,500	
	プロパンガス			0	0	
	酸素ガス			0	0	
	高圧ガス容器			0	0	
	感染性医療廃棄物			0	0	
	廃タイヤ	5,000	5	20	125,000	
船橋市	不燃物（コンクリートがら等）	10,000	11	26	370,000	
	塩化ビニル系 (塩ビパイプ等)	不明		不明	295,267	左記、委託料金の年度合計は処理困難物全体の廃棄委託料である。廃棄時は品目ごとではなく、その都度の混合物として廃棄するため、品目ごとの処分単価は不明
館山市	除湿機（フロン使用）	不明		不明	0	
	ペンキ・オイル缶	不明		不明	0	
	コンクリート	不明		不明	0	
	建築廃材	不明		不明	0	
木更津市				0	0	
松戸市	小型消火器	126	56,980	1,093	194,740	発生数量： 0.9kg/本×140本(令和元年度予定数量) から算出した概算値
	大型消火器	175	5,170	233	46,000	発生数量： 17.5kg/本×10本(令和元年度予定数量) から算出した概算値
野田市	①洗濯機・衣類乾燥機	35台	(75,000円/台)	1,000円/台	37,800	
	②冷蔵庫・冷凍庫	22台	(75,000円/台)	2,500円/台	59,400	
	③エアコン	67台	(75,000円/台)	900円/台	65,124	
	④運搬費		75,000円/台		81,000	
	上記合計				243,324	
	⑤テレビ				0	
	⑥消火器				0	
⑦廃スプリング入りマットレス	25,930kg	処分単価に含む	150,000	4,200,660		
茂原市	廃スプリング製品等	0	17200	0	705,886	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
成田市	がれき類	5,890	70,200	8	185,760	
	廃プラスチック類	4,085	77,760	70	364,500	がれき類と廃プラスチック類を1回で処理したケースがあり、その際の運搬費はがれき類に計上し
	廃油	230	32,400	660	184,140	
	がれき類（石綿含有）	4,440	50,760	22	147,960	
	混合廃棄物（管理型）	1040	50760	83	137,160	
佐倉市				0	0	
東金市				0	0	
旭市				0	0	
習志野市				0	0	
柏市				0	0	
勝浦市	廃プラスチック	26,190		70	1,838,538	
市原市	発煙筒	0	処分費に含む	2,506	73,440	平成30年度に272本：29.3kg処理
	消火器	0	処分費に含む	305	94,640	
	タイヤ		処分費に含む	20	90,720	一般廃棄物としては収集も受入もしておらず、不法投棄された所有者不明なもの
流山市	廃プラ（タイヤ類）	800	0	25	21,600	運搬費は処分単価に含む。
	特定家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）	1,740	59,400	0	216,648	単価は台あたり。テレビ1,728円、冷蔵庫2,700円、洗濯機1,080円、エアコン972円、パソコン48円
八千代市	廃乾電池	45,620	処分単価に含む	25	12,070,105	
	廃蛍光管	15,380	処分単価に含む	97	1,611,208	
	特定家電	260	25,000	品目ごと	51,624	

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量（kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬1回）	処分単価（円/kg）	委託料金の1年度計（運搬費及び処分費の計）	
我孫子市		0	処分費に含む	普通車用（380円/本）税抜	18,240	
	廃タイヤ	610	〃	ホイールばらし（普通車用 500円、	11,300	不法投棄回収物
	廃タイヤ		〃	大ホイールばらし（大型車用 1,000円、	16,000	不法投棄回収物
				消費税	3,643	
	家電4品目 テレビ	0	10,000円/台(税抜)	テレビ 16 i n. 以下（1,528円/台）税抜	44,312	〃
				テレビ 24 i n. まで（2,000円/台）税抜	30,000	〃
				テレビ 25 i n. 以上（2,574円/台）税抜	58,010	〃
	家電4品目 冷蔵庫			16 i n. 以上 4,552円/台）税抜 冷蔵庫（170以下 3,426円、171以上 4,380円/台）税抜	81,660	〃
	家電4品目 洗濯機			洗濯機（2,000円/台）、乾燥機（1,907円 /台）税抜	49,814	〃
	家電4品目 エアコン			エアコン室外機（472円/台）税抜	0	〃
	2640		エアコン室内機（1,426円/台）税抜	0	〃	
			エアコンパレット・ユニット型（1,898円/台）税抜	0	〃	
鴨川市	乾電池及び廃蛍光灯	14,401	処分単価に含む	100	1,446,436	
	ふとん	15,580	処分単価に含む	32	496,379	
鎌ヶ谷市					0	
君津市	消火器	285			61,560	重量は計量していないため、5kg/本で算出
	廃タイヤ	840		25	22,680	
	廃乾電池	280			60,523	
富津市	タイヤホイール付き	1,130		43	48,816	
	タイヤホイール無し	800		32	25,920	
浦安市	廃乾電池	10,760	処分単価に見込む	25	287,033	0
	フロン	3,512	処分単価に見込む	92	348,948	0
	廃タイヤ	690	33000	23	52,779	
四街道市	タイヤ	2,440		25	0	
袖ヶ浦市					0	
八街市	タイヤ	1,150	処分単価に含む	27	33,534	
	不法投棄家電	1,300	処分単価に含む	302	393,120	
	使用済み乾電池	22,080	43,500	80	1,764,632	
	破碎済み蛍光灯	6,760	43,500	106	715,477	
	未破碎蛍光灯	1,590	43,500	109	173,436	
	硬質プラスチック	53,410	576,591	54	2,884,140	
印西市	タイヤ小ホイール無汚れ付	20本		574	11,480	
	タイヤ中ホイール無汚れ付	27本		769	20,763	
	テレビ16インチ以下	12台		1,528	18,336	
	テレビ24インチ以下	9台		2,000	18,000	
	冷蔵庫170以下	5台		3,426	17,130	
	冷蔵庫171以上	4台		4,380	17,520	
	洗濯機	7台		2,000	14,000	
	廃プラスチック類	250kg		80	20,000	
	一人掛けソファ	3台		2,000	6,000	
	二人掛けソファ	2台		3,126	6,252	
	シングルマットレス	7枚		2,574	18,018	
	バッテリー	18個		954	17,172	
	タイヤ小	180		574	68,880	
	タイヤ中	60		769	46,140	
テレビ16インチ以下	28		1,529	42,812		
テレビ24インチまで	40		2,000	80,000		
冷蔵庫170以下	25		3,426	85,650		
廃プラスチック類	170		80	13,600		
原付バイク	20		1,257	52,140		
ソファ	20		400	8,000		
消化器	8		1,907	15,256		
バッテリー	7		964	6,748		
パイプイス	10		50	500		
富里市	タイヤ	490		21168	21,168	平成30年度実績 小型車/49本 処理単価 小型車/400円（税抜）
	家電4品目	1820	36720	86828	123,548	平成30年度実績 テレビ/8台 冷蔵庫/7台 洗濯機/3台 乾燥機/1台 エアコン/0台 合計19台 ※収集運搬費、家電リサイクル券購入費なども含む
南房総市	廃タイヤ	3,000	処分費に含む	40円/kg	120,000	収集及び自己搬入では受け付けない。不法投棄等によりセンターに搬入されたもの。
	消火器		処分費に含む	40円/kg	0	
	バッテリー		処分費に含む	40円/kg	0	
	漁具等		処分費に含む	40円/kg	0	
	自動車部品		処分費に含む	40円/kg	0	
匝瑳市					0	
香取市	リサイクル家電	146個	47,000	900~2,500円/台	321,732	
	タイヤ	130本	処分費に含む	150~1,000円/本	28,296	
	農ビ、ボーリングの玉	1,010kg	処分費に含む	80円/kg	87,264	
山武市	廃プラスチック	-	-	-	-	
	タイヤ	-	-	-	-	
	消火器	-	-	-	-	
	ガレキ類	-	-	-	-	
	右こうボード	-	-	-	-	
	陶磁器	-	-	-	-	
					513,000	

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価 (円/運搬1回)	処分単価 (円/kg)	委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費 の計)	
いすみ市					0	
大網白里市					0	
酒々井町					0	
栄町					0	
神崎町					0	
多古町					0	
東庄町					0	
九十九里町					0	
芝山町	廃プラ・車部品・瓦礫類	5式	20,000		100,000	運搬・処分込みの価格となります。
	タイヤ	30本	450円		13,500	運搬・処分込みの価格となります。
横芝光町					0	
一宮町	廃スプリング製品等	2,460			100,958	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
睦沢町	廃スプリング製品等	1,180			48,427	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
長生村	廃スプリング製品等	2,350kg			96,444	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
白子町	廃スプリング製品等	2,020			82,901	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
長柄町	廃スプリング製品等	1,130			46,375	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
長南町	廃スプリング製品等	1,500	0		61,560	運搬処理費用として、41,040円（38,000円×1.08）
大多喜町					0	
御宿町					0	
鋸南町			該当なし		0	0

生ごみの減量

市町村名	①補助制度の有無 有り→1 無し→0		【①補助制度 有の場合】 ②28年度の実績		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備の予定 有り→1 無し→0		④業務用生ごみ処理機の公 共施設の設置 状況 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑤業務用生ごみ処理機の管 内一般企業の 設置状況 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑥法人・事業 所への補助制 度 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑦補助制度に関するホームページを作成している 場合は、URLを記入してください。
	コンポスト容器 (生ごみ 堆肥化) 有り→1 無し→0	生ごみ処 理機 (機械式 のもの) 有り→1 無し→0	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)				
千葉市	1	1	134	148	0	0	0	1	1	(事業用) https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/gomisyorikihojo.html
銚子市	1	1	0	1	0	0	0	0	0	-
市川市	1	0	36	0	0	0	0	1	0	http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1551000004.html
船橋市	1	0	53	0	0	0	0	1	0	http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/gomi/005/p017391.html
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
木更津市	1	1	14	24	0	0	0	1	0	http://www.city.kisarazu.lg.jp/12,11467,16,431.html
松戸市	1	1	40	84	0	0	0	0	0	https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/genryou/namagomisyori-hojo.html
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
茂原市	1	1	50	9	0	0	0	0	0	https://www.city.mobara.chiba.jp/soshiki/5-3-0-0-0_3.html
成田市	1	1	35	30	0	0	0	0	0	https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html
佐倉市	1	1	39	11	0	0	0	0	0	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002096.html
東金市	1	1	20	3	0	0	0	0	0	http://www.city.togane.chiba.jp/0000001071.html
旭市	1	1	26	8	0	0	0	0	0	http://www.city.asahi.lg.jp/benrichou/c007_01_002html#001
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
柏市	1	1	9	58	0	0	0	0	0	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p003942.html
勝浦市	1	1	2	1	0	0	0	0	0	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29326
市原市	1	1	32	22	0	0	0	0	0	https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/kateigomi/gomi_nama.html
流山市	0	0	-	-	0	0	0	1	0	0
八千代市	1	1	19	19	0	0	0	0	0	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/124000/page000022.html
我孫子市	1	1	31	9	0	0	0	0	0	http://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/gomi_shigen/hojokin_sonota/namagomi.html
鴨川市	1	1	7	3	0	0	0	0	0	-
鎌ヶ谷市	1	1	17	10	0	0	0	0	0	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/gomi/oshirase/gomihojo.html
君津市	1	1	18	9	0	0	0	0	0	https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/15/812.html
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
袖ヶ浦市	1	1	4	8	0	0	0	0	0	http://sodegaura_homepage/soshiki/haikibutsu/namagomi.html
八街市	1	1	16	8	0	0	0	0	0	https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/022/23.html
印西市	1	1	23	33	0	0	0	0	0	http://www.city.inzai.lg.jp/0000001665.html
白井市	1	1	22	7	0	0	0	0	0	http://www.city.shiroi.chiba.jp/kurashi/kanryo/k03/1421281608781.html
富里市	1	1	9	3	0	0	0	0	0	-
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
匝瑳市	1	1	20	3	0	0	0	0	0	https://www.city.sosa.lg.jp/page/page000245.html
香取市	1	1	24	15	0	0	0	1	0	http://www.city.katori.lg.jp/living/gomi_recycling/hojo.shoureikin/konyu.html
山武市	1	1	31	9	0	0	0	0	0	https://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/15/namagomitaika.html
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
大網白里市	1	1	14	8	0	0	0	0	0	http://www.city.oamishirasato.lg.jp/faq/faq_detail.php?co=cat&frmId=162&frmCd=7-2-0-0-0

生ごみの減量

市町村名	①補助制度の有無 有り→1 無し→0		【①補助制度 有の場合】 ②28年度の実績		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備の予定 有り→1 無し→0		④業務用生ごみ処理機の公 共施設の設置 状況 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑤業務用生ごみ処理機の管 内一般企業の 設置状況 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑥法人・事業 所への補助制 度 (平成28年度 の実績) 有り→1 無し→0	⑦補助制度に関するホームページを作成している 場合は、URLを記入してください。
	コンポスト 容器 (生ごみ 堆肥化) 有り→1 無し→0	生ごみ処 理機 (機械式 のもの) 有り→1 無し→0	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)				
酒々井町	1	1	5	2	0	0	0	0	0	0
栄町	0	1	0	7	0	0	0	0	0	http://www.town.sakae.chiba.jp/
神崎町	1	1	2	1	0	0	0	0	0	http://www.town.kozaki.chiba.jp/
多古町	1	1	8	3	0	0	0	0	0	http://www.town.tako.chiba.jp/life/guide/gomi.html#2
東庄町	1	1	3	3	0	0	0	0	0	-
九十九里町	1	1	11	1	0	0	0	0	0	-
芝山町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	http://www.town.shibayama.lg.jp
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
一宮町	1	0	7	0	0	0	0	0	0	http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kurashi/kankyo/gomi/1579.html
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
長生村	0	1	0	2	0	0	0	0	0	http://www.vill.chosei.chiba.jp/0000000088.html
白子町	1	1	11	3	0	0	0	0	0	https://www.town.shirako.lg.jp/0000000407.html
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
長南町	1	1	5	1	0	0	0	0	0	http://www.town.chonan.chiba.jp
大多喜町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	http://www.town.otaki.chiba.jp/
御宿町	1	1	1	2	0	0	0	0	0	http://www.town.onjuku.chiba.jp/sub1/7/konpost_hojo.html
鋸南町	0	0			0	0	0	0	0	-
合計	39	38	799 基	568 基	0	0	5	1	1	

市町村名	生ごみ減量等の先進的な取組事例									⑩自由意見
	①実施者	②事業期間	③回収開始年月	④回収対象	⑤資源化方法	⑥平成28年度の回収量	⑦再資源化の状況	⑧回収方法	⑨取組目的	
千葉市	千葉市	モデル事業：平成19年11月～平成24年3月 特別地区事業：平成24年4月～平成30年3月	平成19年11月	2,760世帯(4地区)	バイオガス化	212トン(H29年度)	不明	生ごみ専用袋によるステーション回収	焼却ごみの減量及び資源化の推進	市内の民間処理施設では処理能力が不足し、市全域の生ごみを処理できないこと、他のごみ処理事業と比較し、1トンあたりの費用が高いことなどから、平成30年3月末をもって事業を終了した。
銚子市										
市川市										
船橋市										
館山市										
木更津市										
松戸市	松戸市	平成27年5月～(継続)	平成27年5月	学校給食 中学校11校 小学校13校	飼料化	140トン	飼料化140トン	ごみ置場から当日中に回収	焼却ごみの減量化及び資源化の推進	
野田市										
茂原市										
成田市										
佐倉市										
東金市										
旭市										
習志野市										
柏市	①柏市 ②柏市	①平成20年4月～(継続) ②昭和53年4月～(継続)	①平成19年4月(平成19年度はモデル事業) ②昭和53年4月	①学校給食残渣(中学校21校, 小学校42校) ②魚脂骨(公設市場)	①生ごみ堆肥化 ②生ごみ堆肥化 飼料化	①399.78t ②92.8t	①左記回収量を堆肥化施設で処理委託しているが、複数企業等からの回収物をあわせて処理しているため、最終的な資源化(成果品)量は不明である。 ②左記回収量を堆肥化及び飼料化施設で処理委託しているが、複数企業等からの回収物をあわせて処理しているため、最終的な資源化(成果品)量は不明である。	①運搬業者による回収 ②運搬業者による回収	①食べ残し、調理くずの資源化、環境教育の推進(施設見学、堆肥を学校の花壇で利用) ②市場から排出される魚脂骨の資源化による事業系ごみ減量の推進	
勝浦市										
市原市										
流山市										
八千代市										
我孫子市	我孫子市	①平成19年6月～(継続) ②平成21年1月～(継続)	①平成19年6月 ②平成21年1月	①学校給食 保育園 4 福祉施設 3 中学校 6校 小学校 12校 ②約1500世帯(6自治会)	①生ごみ堆肥化 ②生ごみ堆肥化	①114トン ②167トン	①減容化後、残渣(堆肥)5.7トン ②減容化後、残渣(堆肥)8.4トン	①生ごみ専用ゴミ袋による集積所回収 ②生ごみ専用ゴミ袋による集積所回収	①焼却ごみの削減、資源化の推進。 残渣(堆肥)は学校の花壇等で利用 ②焼却ごみの削減、資源化の推進。 残渣(堆肥)は家庭菜園等で利用の為、協力家庭に配布	
鴨川市										
鎌ヶ谷市										
君津市										
富津市										
浦安市										
四街道市										
袖ヶ浦市										
八街市										
印西市										
白井市										
富里市										
南房総市										
匝瑳市										
香取市										
山武市										
いすみ市										
大網白里市										

市町村名	生ごみ減量等の先進的な取組事例									⑩自由意見
	①実施者	②事業期間	③回収開始年月	④回収対象	⑤資源化方法	⑥平成28年度の回収量	⑦再資源化の状況	⑧回収方法	⑨取組目的	
酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄町	栄町	平成30年8月～平成31年3月	平成29年8月	70世帯	生ごみ堆肥化(水切りバケツ)	1.705 t	1.705 t	集積所に、生ごみ回収ボックスを設置し、水切りバケツの生ごみを回収する	焼却ごみの減量化及び資源化の推進	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町										
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町										

市町村名	食品廃棄物（食品ロス）の削減に向けた取組				
	①名称 (取組名、行事名)	②開催時期	③開催（対象）場所	④対象	⑤概要
千葉市	食品ロス削減啓発	1. 10月 2. 12～1月 3. 10月～	1. 小中学校 2. ホテル及び飲食店 3. 市内公共施設	1. 小中学生 2. 利用者 3. 市民	1. 3 R推進月間である10月に、小中学校に対し、ポスター掲示、校内放送の実施、給食便りへの記載を依頼。 2. 忘新年会時期である12～1月に、ホテルに対し、幹事向けチラシ及び啓発メッセージ入りおしぼりの配布、飲食店に啓発チラシ等の店内掲示を依頼。 3. 食品ロス削減リーフレット製作、配布。
銚子市	0	0	0	0	0
市川市	フードドライブ	イベント他	市内	市民、職員	フードドライブを市民、職員を対象に5回開催。
船橋市	1. ふなばしチャレンジプロジェクト 2. こどもホームページ 3. フードドライブ	1. 通年 2. 通年 3. 数回/年	・市内全域 ・ホームページ ・市施設	・市民 ・小学生 ・市民	・食品ロス削減を含めた、循環型社会推進のための7つの取り組みについて、広報紙、ホームページ、説明会等を通じて啓発。 ・市HP内の「こどもホームページ」で、食品ロス削減についての特集ページを掲載。 ・家庭で余っている食品を集め、福祉団体等に寄付。
館山市	30・15運動	通年	市内全域	・市民 ・飲食店	市の広報紙やHPに掲載し市民への周知・協力依頼。飲食店に対し啓発ポスターの掲示を依頼
木更津市	0	0	0	0	0
松戸市	30・10運動	通年	市内全域	市民	市のHPに掲載し市民への周知と協力を呼びかけた。
野田市	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0
成田市	30・10運動	通年	市内全域	市民	市の広報紙やHPに掲載し市民への周知・協力依頼
佐倉市	1. 30・10運動 2. 消費生活展	1. 年3回 2. 年1回	1. 市内全域 2. 市内商業施設	1. 市民 2. 市民	市のHPに掲載し、市民への周知・協力依頼。 生ごみの減量化に関するチラシを配布。
東金市	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0
習志野市	-	通年	市内全域	・市民 ・事業者	・市の広報紙やHP、ごみの出し方冊子などに、食品ロスや3010運動について掲載し市民への周知・協力依頼。 ・町会回覧 ・商店会の会議にて食品ロス削減に向けた依頼
柏市	1. フードドライブ 2. 30・10運動	1. H30年6月3日（日） 2. 通年	1. 柏市リサイクルプラザ 2. 市内全域	1. 市民（イベント来場者） 2. 市民及び市職員	①予め市HPやtwitter等により、不要な食品の寄付の呼びかけを行い、イベント当日に寄付を行ってもらうもの ②市の広報紙やHP、twitter等に掲載し、市民への周知・協力依頼
勝浦市	0	0	0	0	0
市原市	30・10運動 出前講座	通年	市内全域	市民	市の広報紙やHPに掲載し市民への周知・協力依頼。 小学校や町会等に出向き食品ロスなどごみの減量についての啓発を行う。
流山市					
八千代市	30.10運動	通年	市内全域	市民、事業者、市職員	下記的手段で周知している。 市民（広報誌、HP、減量推進員研修会等を通じて周知。） 事業者（市商工会議所広報誌、HP等で周知。三角POP等を飲食店に設置。） 市職員（グループウェアを通じて周知。希望の部署に三角POPの貸し出し。）
我孫子市	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	①フードドライブ ②3キリ運動	①平成30年10月 ②随時	①福太郎アリーナ ②公民館、自治会館等	①市民等（来場者） ②市民	①毎年開催しているリサイクルフェアブース内にて、フードバンクちばと協力して食品を集めている。 ②市職員が行うごみ分別出前講座でごみの分別方法等に加えて、3キリ運動について説明している。
君津市	328（みつば）運動	平成30年12月～	市内全域	市民	市の広報誌やHP及び商工会議所会員へのポスター及びチラシ配布。
富津市	富津市ごみダイエツト作戦100	通年	市内全域	市民	市の広報紙で3010運動や、食品ロスを削減できる具体例を周知
浦安市	3010運動	通年	市内全域	市民、協力店舗	HPやごみ分別アプリ「クルなび」に内容を掲載し、市民への周知・協力依頼をするとともに、三角形のPOPを作成し、浦安市商工会議所や料飲組合に配布した。
四街道市	四街道市食べきり協力店の募集	平成29年12月～	市内全域	市内飲食店	食べきり協力店になった市内飲食店は、小盛メニュー等の導入や食べきりの呼びかけを実施している。
袖ヶ浦市	もったいない！食品ロスを減らしましょう！	通年	市内全域	市民	市の広報紙やHPに食品ロスに関する啓発記事を掲載。
八街市	食品衛生講習会 チラシ配布/メール配信等	通年	八街市中央公民館	飲食店関係者/全課、八街市食品衛生組合	食品衛生講習会のとき、飲食店関係者に啓発ポスターを配布した。（H30.6.12） 啓発資材の活用について全課にメールを配信した。また、八街市食品衛生連合会に啓発文書を配布した。（年2回）
印西市	30・10運動	通年	市内全域	市民	市の広報紙やHPに掲載し市民への周知・協力依頼。
白井市	0	0	0	0	0
富里市	0	0	0	0	0
南房総市	食品ロス削減啓発	通年	0	小中学生、市民	毎年市が発行し配布する「エコライフカレンダー」で食品ロスについて啓発
匝瑳市	0	0	0	0	0
香取市	30・10運動	通年	市内全域	市民	市の広報紙に掲載し市民への周知・協力依頼。
山武市	0	0	0	0	0
いすみ市	0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0

市町村名	食品廃棄物（食品ロス）の削減に向けた取組				
	①名称 (取組名、行事名)	②開催時期	③開催（対象）場所	④対象	⑤概要
酒々井町	0	0	0	0	0
栄町	食品ロスレシピ本の配布	通年及び住民活動ふれあいまつり(10/21)	環境課窓口 ふれあいプラザさかえ	町民	住民活動団体と共同で作成した、主に野菜の使い切りレシピ集を窓口及びイベントで配布
神崎町	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0
東庄町					
九十九里町	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0
鋸南町					

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠
千葉市	千葉市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（3人） 市民の代表者（6人） 関係団体の代表者（4人） 関係行政機関の職員（1人） 市議会議員（6人）	1993年4月1日	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	-				千葉市廃棄物適正化推進員	地区推進員 50名 自治推進員 1,083名	1993年4月1日	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 千葉市廃棄物適正化推進員要綱
銚子市	環境審議会	学識経験者（2人） 市民の代表者（6人） 関係団体の代表者（7人） 関係行政機関の職員（3人）	1970年9月30日	銚子市環境審議会条例	-							
市川市	市川市廃棄物減量等推進審議会	市議会議員（2人）、学識経験者（5人）、市民の代表（4人）、生産・販売関係者（2人）、廃棄物処理業者（2人）	平成5年8月1日	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	-				市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	公募 179名	平成5年7月1日（当初の呼称は「クリーンパートナー」）	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 市川市廃棄物減量等推進員設置要綱
船橋市	船橋市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（4人） 事業者（4人） 廃棄物処理業者（1人） 民間の代表者（4人） その他市長が必要であると認める者（2人）	1993年4月1日	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第37条	-				船橋市廃棄物減量等推進員	船橋市廃棄物減量等推進員 610名	1995年4月1日	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第38条 船橋市廃棄物減量等推進員要綱
館山市	-				-				-			
木更津市	木更津市廃棄物減量等推進審議会	市議会議員1名、学識経験者1名、市民の代表者2名、事業者の代表者3名、市長が必要と認める者2名	1993年11月25日	木更津市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例、木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則	無し				無し			
松戸市									松戸市廃棄物減量等推進推進員	クリンクル推進員 58名	平成4年度	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 松戸市廃棄物減量等推進員要綱

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠
野田市	野田市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（1人） 野田商工会議所の代表者（3人） 関宿商工会の代表者（2人） 小中学校PTA連絡協議会の代表者（3人） 女性団体連絡協議会の代表者（3人） 再資源化事業協同組合の代表者（1人） 自治会連合会の代表者（2人） 廃棄物減量等推進員の代表者（10人） 市長が必要と認めるもの（2人） 公募に応じた市民（1人）	平成4年12月18日	野田市廃棄物減量等推進審議会条例	-	-	-	-	野田市廃棄物減量等推進員会議	廃棄物減量等推進員411名	1996年4月1日	野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則 野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱
茂原市	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組會議員（2人） 構成市町村長の推薦する者（7人） 知識及び経験を有する者（2人） 管理者が必要と認めた者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
成田市									成田市廃棄物減量等推進員	成田市廃棄物減量等推進員 286名	平成7年4月	成田市廃棄物減量等推進員設置規則
佐倉市	佐倉市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者 2名 市民代表 3名 事業者代表 4名 市長が特に必要と認める者 2名	平成10年3月31日	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例								
東金市	東金市廃棄物減量等推進審議会	14名	平成7年	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例9条及び同施行規則第3条								
旭市	-				-				旭市廃棄物減量化推進員	162	平成25年4月	旭市廃棄物減量化推進員設置要綱
習志野市	習志野市環境審議会	市議會議員：2人 学識経験者：6人 その他市長が必要と認めた者：9人	2005年6月1日	習志野市環境審議会条例	-							
柏市	-				柏市ごみ減量推進協議会	委嘱していない	1992年2月18日	柏市廃棄物処理清掃条例	-			
勝浦市	-											
市原市	-											

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠
流山市	流山市廃棄物 対策審議会	学識経験を有する者(2人) 市民等(5人) 関係団体を代表する者(4人) 廃棄物減量等推進員の職に ある者(1人) 環境美化推進員の職にある 者(1人)	平成6年7月1日	流山市廃棄物 の減量及び適 正処理等に關 する条例					流山市廃棄物 減量等推進員	自治会の代表者（180 人）	平成7年4月1日	流山市廃棄物 の減量及び適 正処理等に關 する条例
八千代市	八千代市廃棄 物減量等推進 審議会	学識経験者（3人） 市民（5人） 廃棄物処理業者（2人） 事業者（2人）	1994年4月1日	八千代市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例	-	-	-	-	八千代市廃棄 物減量等推進 員	122人	1994年4月1日	八千代市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例
我孫子市	-	-	-	-	我孫子市廃棄 物 基本問題調査 会	学識経験者（3人） 住民団体に属するも の（4人） 事業者（4人） 学校に属するもの （2人）	昭和55年5月	我孫子市廃棄 物 基本問題調査 会 条例	-	-	-	-
鴨川市	-				-				-			
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄 物減量等推進 審議会	学識経験者（2人） 市民代表者（5人） 民間団体（3人）	1994年4月1日	鎌ヶ谷市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例								
君津市	君津市廃棄物 減量等推進審 議会	市議会議員2名 学識経験者2名 事業者代表3名 市民代表4名 その他2名	1995年11月1日	君津市廃棄物 の適正処理及 び再利用に關 する条例					君津市廃棄物 減量等推進員	推進員434名	1996年10月1日	君津市廃棄物 の適正処理及 び再利用に關 する条例
富津市	富津市廃棄物 減量等推進審 議会	市議会議員（3名） 学識経験者（1名） 事業者（3名） 各種団体の代表者（6名） その他（2名）	平成10年12月	富津市廃棄物 の減量化、資 源化及び適正 処理等に關す る条例	-				-			
浦安市	浦安市廃棄物 減量等推進審 議会	市民公募3人 市民団体代表2人 事業者代表6人 廃棄物関連事業者代表2人 学識経験者2人	平成6年7月	浦安市廃棄物 の減量及び適 正処理に關す る条例 第6条	-	-	-	-	浦安市廃棄物 減量等推進員	自治会長からの推薦 120人	平成7年6月	浦安市廃棄物 の減量及び適 正処理に關す る条例 第8条
四街道市	-				-				-			

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と人数（平成30年4月1日現在）	設置時期	根拠	名称	委員の構成と人数（平成30年4月1日現在）	設置時期	根拠	名称	委員の構成と人数（平成30年4月1日現在）	設置時期	根拠
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者(2人) 事業者代表(5人) 市民の代表者(6人)	1993年4月1日	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則	-				袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員115名	1994年4月1日	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員に関する規則
八街市	-								-			
印西市	印西市廃棄物減量等推進審議会	識見を有する者(2人) 市民代表(8人) 事業者代表(2人)	1996年4月1日	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	-				印西市廃棄物減量等推進員	クリーンパートナー115名 クリーンアドバイザー10名	2014年6月1日	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱
白井市	白井市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者(3人) 市民の代表者(4人) 関係団体の代表者(4人) 事業者(2人)	2005年4月1日	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例					白井市生活環境指導員	生活環境指導員100名	1995年4月1日	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
富里市	富里市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者(1人) 事業者(4人) 市長が必要と認めたもの(3人)	2001年3月27日	富里市廃棄物減量等推進審議会条例	富里市環境美化推進審議会	小学校区ごとに区長、環境美化推進委員各1名と各種団体の代表者で構成 合計24名	1996年7月30日	富里市環境美化推進協議会設置要綱				
南房総市	-				-				-			
匝瑳市	-				-				-			
香取市	香取市廃棄物減量推進審議会	識見を有する者(3人) 事業者(3人) 市民(4人) 市長が認める者(4人)	2007年8月28日	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例								
山武市	-				-				-			
いすみ市	-				-				-			
大網白里市	大網白里市廃棄物減量等推進審議会	次の各号に掲げる者のうちから20名以内 (1) 市議会委員 (2) 学識経験者 (3) 商工業者代表 (4) 消費者代表 (5) リサイクル団体代表 (6) 区長代表 (7) その他市長が必要と認めた者		大網白里市廃棄物減量等推進審議会の設置に関する条例								
酒々井町	-											
栄町	栄町廃棄物減量等推進審議会	学識経験者(1人) 市民の代表者(3人) 関係団体の代表者(8人)	2002年7月1日	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則					栄町廃棄物減量推進員	廃棄物推進員50名	1998年4月1日	栄町廃棄物減量等推進制度設置要綱
神崎町	-				-				-			
多古町	-											
東庄町												
九十九里町												
芝山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町	-											

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「-」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成30年4月1日 現在）	設置 時期	根拠
一宮町	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
睦沢町	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
長生村	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
白子町	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	2000年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
長柄町	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	2000年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
長南町	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組合議員(2人) 構成市町村長の推薦する者(7人) 知識及び経験を有する者(2人) 管理者が必要と認めた者(1人)	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例								
大多喜町	-											
御宿町	-											
鋸南町												

ごみ関係アプリの使用状況等

市町村名	アプリ 活用の 有 無	アプリの内容 (アプリ名/【内容】ゴミ出しルールの周知、ごみ出しに関するゲーム等、できるだけ具体的に記入してください。)
千葉市	有	アプリ名：さんあーる 内容：ごみ分別方法、相談窓口案内、市民向けガイドブック閲覧等
銚子市	無	—
市川市	有	アプリ名：市川市ごみ分別アプリ 内容：カレンダー機能、アラーム機能、ごみ出しルールの周知、市役所からのお知らせ機能、ごみ分別辞典、よくある質問、ごみ関連MAP、関連業者、問い合わせ先
船橋市	有	アプリ名：さんあへる 内容： ・50音別ごみ分別一覧 ・船橋市の家庭ごみの出し方 ・収集日カレンダー ・クイズ ・インフォメーション
館山市	無	—
木更津市	有	アプリ名：らづナビ 内容：ごみ出しカレンダー（地区ごとのごみ収集日のカレンダー表示）、これって何ごみ？（ごみの分別を50音別に表示）
松戸市	有	アプリ名：さんあーる 内容：収集日カレンダー、50音順分別検索、ごみ処理ガイド※ごみ分別等に関する詳細情報、注意点などを確認できる資料
野田市	無	—
茂原市	無	—
成田市	有	アプリ名：さんあへる 内容：収集日カレンダー機能、ごみの分別帳、プッシュ通知機能、メッセージ機能、よくある質問
佐倉市	無	—
東金市	無	—
旭市	無	—
習志野市	無	—
柏市	有	アプリ名：さんあへる 内容：ごみ出し日の通知、ごみ出しカレンダーの表示、ごみ分別の検索、分別クイズ
勝浦市	有	アプリ名：かつらメイト 内容：勝浦市地域コミュニケーションアプリ。ごみ専用アプリではないが、防災情報等地域の情報配信アプリの中でごみ情報を確認できる。ごみ分別表の確認ができるほか、登録地域の収集スケジュールを通知することが可能。
市原市	無	—
流山市	有	アプリ名：ごみ分別・処分方法アプリ 内容：ごみ出しルールの周知
八千代市	無	—
我孫子市	無	—
鴨川市	無	—
鎌ヶ谷市	有	アプリ名：鎌ヶ谷市ごみ分別アプリ 内容： ・各分別のごみの出し方 ・ごみ分別辞典 ・お知らせ情報の配信 ・よくある質問
君津市	無	—
富津市	無	—
浦安市	有	アプリ名：クルなび 内容：ごみ分別辞典、出し方の案内、Q&A、業者一覧、問い合わせ先、お知らせ機能、ごみ出しカレンダー機能、収集日のアラート機能
四街道市	有	アプリ名：さんあへる 内容：収集日カレンダー機能、ごみの分別帳、プッシュ通知機能、メッセージ表示機能、よくある質問
袖ヶ浦市	無	—
八街市	無	—
印西市	有	アプリ名：さんあーる 内容：収集日のお知らせ、ゴミ出しルールの周知、ごみ出しに関するゲーム等。）
白井市	有	アプリ名：さんあへる 内容：50音別ごみの分け方ガイド、ゴミ出しカレンダー、粗大ごみ処理券の販売店、ごみに関するクイズ、生活用品交換広場
富里市	無	—
南房総市	無	—
匝瑳市	無	—
香取市	無	—
山武市	無	—
いすみ市	無	—
大網白里市	無	—
酒々井町	無	—
栄町	無	—
神崎町	無	—
多古町	無	—
東庄町	無	—
九十九里町	無	—
芝山町	無	—
横芝光町	無	—
一宮町	有	—
睦沢町	無	—
長生村	無	—
白子町	無	—
長柄町	無	—
長南町	無	—
大多喜町	無	—
御宿町	無	—
鋸南町	無	—

記名ごみ袋（生活系ごみ）の使用状況等

記名ごみ袋の使用状況について、使用の有無、過去に導入を検討したとことがあるか等をご回答ください。

市町村名	記名ごみ袋の使用 有 無	過去の検討状況、今後の活用状況等
千葉市	無	以前、指定袋認定制の下で記名欄を設けていたが、個人情報保護強化の観点から、平成22年3月1日以降、記入欄を削除した。 現在のところ、記入欄を再度設けることは検討していない。
銚子市	無	特になし
市川市	無	検討はしていない
船橋市	無	検討はしていない
館山市	無	氏名ではなく、町内会（区）名の記入枠を設けている。
木更津市	無	検討はしていない
松戸市	無	記名ごみ袋について検討していません。
野田市	有	平成7年度より記名制度を導入。今後も継続する。
茂原市	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない
成田市	無	特に無し
佐倉市	無	過去検討はしておらず、今後も導入の予定はない。
東金市	無	検討していない
旭市	無	使用については今のところ検討していない。
習志野市	無	特に検討はしていない
柏市	無	今後の活用状況は検討していない。
勝浦市	無	検討していない
市原市	無	検討していない
流山市	無	検討していない
八千代市	有	有料指定ごみ袋導入時に、排出に責任を持つよう意識付けるために記名欄を設けた袋を採用した。現在も記名欄は設けているが、個人情報保護の点から記名がなくても回収している。
我孫子市	無	昭和56年から集団回収を開始するにあたり、自分の出すごみに責任を持ってもらうため、名前の記入を規定し、以来、「一般廃棄物処理実施計画」に盛り込み、分別の冊子「ごみと資源の分け方出し方」に記載していた。名前の記入は17年度まで継続していたが、市民の意識向上と努力の結果、分別や排出のルールが徹底されてきたことから18年度以降、名前の記入を「一般廃棄物処理実施計画」の中から削除し、併せて冊子「ごみと資源の分け方出し方」での記載も取りやめた。
鴨川市	有	記名欄は設けているが、記名がなくても回収している。
鎌ヶ谷市	無	検討していない
君津市	有	記名欄は設けているが、記名は任意としている。
富津市	有	記名欄は設けてあるが、記名は任意としている。
浦安市	無	過去の検討なし。今後の活用見込みもなし。
四街道市	無	検討していない
袖ヶ浦市	無	検討していない
八街市	無	過去の検討状況はなく、今後の活用も未定である。
印西市	無	検討していない
白井市	無	検討なし
富里市	無	検討無し

市町村名	記名ごみ袋の使用有無	過去の検討状況、今後の活用状況等
南房総市	無	条例等では記名について定めていないが、ごみ袋には記名欄が設けられている。個人情報等の理由からあまり使用されていない状況。
匝瑳市	無	ごみ処理業務は一部事務組合である匝瑳市ほか二町環境衛生組合で実施しており、構成市町で協議する必要がある。
香取市	無	検討なし
山武市	無	検討なし
いすみ市	無	検討無し
大網白里市	無	過去に検討しておらず、今後も活用の予定なし。
酒々井町	無	該当無し
栄町	無	検討なし
神崎町	無	検討していない
多古町	無	ごみ処理業務は一部事務組合である匝瑳市ほか二町環境衛生組合で実施しており、構成市町で協議する必要がある。
東庄町	無	検討なし
九十九里町	有	現状変更なし。
芝山町	無	検討無し。
横芝光町	無	光地域、横芝地域それぞれ環境衛生組合で処理しているため、ごみ袋の仕様については、各組合の構成市町と協議する必要がある。
一宮町	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない
睦沢町	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない。
長生村	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない
白子町	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない
長柄町	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない。
長南町	無	過去、検討しておらず今後も導入予定はない
大多喜町	無	検討していない
御宿町	無	過去に検討事例なく、今後も活用の予定なし。
鋸南町	有	記名欄は設けてあるが、記名は任意としている。

高齢者のごみ出し支援の状況

【制度導入 有りの場合】

市町村名	制度導入の有無 有り→1 無し→0	制度の形式 直接支援型※2→ 2 コミュニティ 支援型※3→1 その他→0	制度の内容	制度の導入年
千葉市	1	1	<p>団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した場合、当該団体に対し補助金を交付する。</p> <p>1 対象世帯の要件</p> <p>(1) 介護保険の要支援1・2又は要介護1から要介護5までの認定を受けている者</p> <p>(2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(4) 療育手帳④又はAを所持する者</p> <p>(5) その他市長が認めるもの</p> <p>2 補助金額</p> <p>(1) 家庭系ごみ(粗大ごみを除く)のうち、可燃ごみ、不燃ごみ・有害ごみ、資源物(びん・缶・ペットボトル、古紙・布類)を週1回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合 1,000円/月/世帯</p> <p>(2) 立上支援 10,000円(1回限り)</p>	平成25年度 (平成26年2月～)
銚子市	1	2	<p>次の要件を満たす高齢者から申請があった場合、面談等によりごみ出し支援の要否を確認し、必要性が認められる場合にごみ収集委託業者が自宅前に出されたごみを収集する。</p> <p>①市内に住所を有すること</p> <p>②満65歳以上であること</p> <p>③一人暮らしであること</p> <p>④要介護認定を受けていること</p> <p>⑤自らごみステーションまで搬出することが困難であること</p> <p>⑥近隣住民等の協力を得てごみステーションまで搬出することができないこと</p>	平成26年
市川市	1	2	<p>大型ごみサポート収集制度</p> <p>市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)及び障害者で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な者を対象として屋内から持ち出し収集を実施している。</p>	平成15年7月

市町村名	制度導入の有無 有り→1 無し→0	制度の形式 直接支援型※2→2 コミュニティ支援型※3→1 その他→0	制度の内容	制度の導入年
船橋市	1	2	<p>「クリーンサポート収集」 65歳以上の人のみの世帯等から排出される粗大ごみを、市職員が家から搬出するサービス</p> <p>「船橋市ふれあい収集事業」 自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難で、他の方からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者・障害者等に対し、職員が戸別にごみ収集を行い、希望者には収集時に声かけも行うもの。（対象：要介護1～5の認定を受けている、身体障害者手帳2級以上の交付を受けている者等）</p>	<p>「クリーンサポート収集」 平成14年</p> <p>「船橋市ふれあい収集事業」 平成30年</p>
館山市	0	—	—	—
木更津市	0	—	—	—
松戸市	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護4以上の65歳以上高齢者 ・身体障害者手帳1級もしくは2級所持者（視覚障害、肢体不自由に限る） ・その他市長が認めた者 	平成16年
野田市	1	2	<p>1. 粗大ごみ運び出し収集事業 高齢者、障がい者等のみで構成される世帯で、屋外へ粗大ごみを運び出すことが困難な家庭に対し、屋内から粗大ごみを運び出し収集する。</p> <p>2. ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業 ごみ集積所へごみを出すことが困難な高齢者、身体障がい者等に対し、安否の確認を行いながらごみ等を戸別に収集して行く。</p>	<p>1. 粗大ごみ運び出し収集事業 平成27年4月</p> <p>2. ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業 平成16年7月</p>
茂原市	0	—	—	—
成田市	0	—	—	—
佐倉市	0	—	—	—
東金市	0	—	—	—
旭市	0	—	—	—
習志野市	1	2	対象者の玄関前等に出されたごみを直営で戸別収集	平成14年度
柏市	1	1	日常生活の支援を必要とする高齢者に対し、住民主体による生活支援サービスを行う団体に対し、補助を行っている。	平成28年度

市町村名	制度導入の有無 有り→1 無し→0	制度の形式 直接支援型※2→2 コミュニティ支援型※3→1 その他→0	制度の内容	制度の導入年
勝浦市	0	—	—	—
市原市	1	2	粗大ごみを処分する際、高齢者や障がい者等で身近な人の協力を得ることができず、玄関口まで運ぶことが困難な世帯を対象に、屋内からの運び出しを行うサービスを行っている。粗大ごみ及び特定家庭用機器が対象物となる。	平成24年
流山市	1	1	高齢者世帯または独居老人の方で、集積所までごみを出せない事情を持つ方のごみ出しを支援する。	
八千代市	0	—	—	—
我孫子市	1	2	自分でごみや資源を集積所まで排出することが困難で、他に協力を得ることができないひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、障害者世帯等に対し、声かけを行ないながら、ごみや資源を戸別収集し、在宅生活が維持できるよう支援する制度。	平成15年2月～
鴨川市	0	—	—	—
鎌ヶ谷市	0	—	—	—
君津市	0	—	—	—
富津市	0	—	—	—
浦安市	0	—	—	—
四街道市	1	2	高齢者や障害者のみの世帯のうち、集積所にごみを出すことが困難で、ほかに協力が得られない人を対象に家庭ごみの戸別収集を行う。	平成23年4月
袖ヶ浦市	0	—	—	—
八街市	0	—	—	—
印西市	0	—	—	—
白井市	1	2	・粗大ごみ持ち出し収集 粗大ごみについては出すごみの大きさなどが異なることから、持ち出すことが困難な65歳以上の高齢者や障がい者世帯において、同居者や協力するものにより出すことが困難と認められた場合、職員が家の中から粗大ごみの持ち出しを行い。粗大ごみ収集委託業者が回収している。	平成19年
富里市	0	—	—	—
南房総市	0	—	—	—
匝瑳市	0	—	—	—

市町村名	制度導入の有無 有り→1 無し→0	制度の形式 直接支援型※2→2 コミュニティ支援型※3→1 その他→0	制度の内容	制度の導入年
香取市	1	2	家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な者に対し、戸別にごみを収集する事業	平成27年4月
山武市	0	—	—	—
いすみ市	0	—	—	—
大網白里市	0	—	—	—
酒々井町	0	—	—	—
栄町	0	—	—	—
神崎町	0	—	—	—
多古町	0	—	—	—
東庄町	0	—	—	—
九十九里町	0	—	—	—
芝山町	1	1	高齢等の理由により日常生活上の軽易な作業等が困難になった方への支援制度あり、町社会福祉協議会に委託して行う生活支援サービス。※自宅から集積所までゴミを出すのみ（※有料であり、利用者負担。）	平成30年
横芝光町	0	—	—	—
一宮町	0	—	—	—
睦沢町	1	1	社会福祉協議会で「ちょこボラ」（20分程度の簡単なお手伝いを行う）というマッチングを行っている。その中で、ゴミ出しの依頼があれば、対応している。	平成30年度
長生村	0	—	—	—
白子町	0	—	—	—
長柄町	0	—	—	—
長南町	0	—	—	—
大多喜町	0	—	—	—
御宿町	0	—	—	—
鋸南町	0	—	—	—

※1 ごみ出し支援制度…ごみ出しが困難になった高齢者等に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組み。

※2 直接支援型…自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集部隊または市町村に委託された事業者が、高齢者のごみを戸別に収集する仕組み。

※3 コミュニティ支援型…自治体やNPO等の地域主体によるごみ出し支援活動を行政が補助金等で金銭的にバックアップする仕組み。